経済産業省

安全保障貿易管理と
大学・研究機関における機微技術管理
について

令和元年10月

経済産業省
安全保障貿易管理課

1. 安全保障貿易管理の必要性
2. 大学・研究機関における機微技術管理
3. 我が国の安全保障貿易管理制度
   （1）リスト規制
   （2）キャッチオール規制
4. 違反に対する罰則、学内管理の課題
5. 大学等に対する経済産業省の取組
6. 米国における動き

その他（参考）

１．安全保障貿易管理の必要性

安全保障を巡る状況

【中東】
・平成29年10月、ISILの重要拠点であったラッカが陥落し、ISILは事実上終焉と見られたが、同年12月、リビアの首都トリポリにおいて外務省に対する自爆攻撃が発生、ISILが犯行声明を発表。
・本年3月、ISILの最後の拠点であったバグズが解放されたが、本年4月、スリランカにて同時爆発テロが発生。スリランカ国内のイスラム過激派組織「NTJ」が関与したと見られるが、ISILも犯行声明を発表。

【ロシア】
・平成26年、ウクライナ情勢の更なる悪化を背景に、ロシアに対し経済制裁を実施。
・平成30年3月、英国にて、神経剤によるロシア人元スパイ暗殺未遂が発生。英国はロシアに対して制裁措置。
・平成31年2月、アメリカはロシアが中距離核戦力(INF)全廃条約に違反したとして、同条約の破棄を通告、これを受け、3月にロシアも同条約の義務履行を停止。

【北朝鮮】
・平成29年9月に6度目となる核実験、幾度となく弾道ミサイル発射。
・平成30年4月及び9月に南北首脳会談を開催、同年6月及び31年2月に米朝首脳会談が開催され、完全な非核化を求めて協議中だが、未だ北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない。
・令和元年5月以降、短距離弾道ミサイルを繰り返し発射。10月に発射した潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)は日本のEEZ内に落下。

【イラン】
・平成28年1月、安保理決議に基づくイラン核合意(JCPOA)が履行され、イラン向け原子力及びミサイル関連品目の輸出禁止措置を解除。
・平成30年5月、米はJCPOAからの離脱を発表し、制裁を再開。イランは同年12月に多弾頭型弾道ミサイルを試射、令和元年7月にウラン濃縮度を引上げ、9月にサウジの石油施設を攻撃。

【中国】
・平成30年には中国初の国産空母の航行試験、極超音速飛翔体実験など、新型兵器の開発を継続。
・中国を拠点とするAPT10といわれるサイバー攻撃グループが、米国や欧州、日本などに対し、長期にわたりサイバー攻撃。
・米国は、中国の華為技術（ファーウェイ）及び中興通訊（ZTE）がスパイ攻撃やサーバー攻撃のためのインフラ構築を行っている疑いが強いとして、排除の動き。

- ✓ **従来の国際秩序を覆す動きが顕在化。**
- ✓ **核、ミサイル、化学兵器等大量破壊兵器の脅威は現実化。**
- ✓ **非国家主体（テロリスト等）による脅威も引き続き存在。**

安全保障貿易管理の必要性（１）

国際的な安全保障環境の深刻度が増すなか、

- テロリストや懸念のある国に大量破壊兵器等※1の開発等※2を行わせないこと。
- 懸念のある国に通常兵器の過剰な蓄積を行わせないこと。

が重要。

安全保障貿易管理（輸出管理）を通じて、軍事転用可能な高度な貨物や技術がこれらの主体に渡らないようにすることで、国際的な平和や安全の維持に貢献する必要がある。

※１「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

安全保障貿易管理の必要性（２）

- 安全保障貿易管理は、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※１を開発等※２している国などに渡らないよう、これらへの直接輸出や迂回輸出を国際的に協調して防止するための取組。

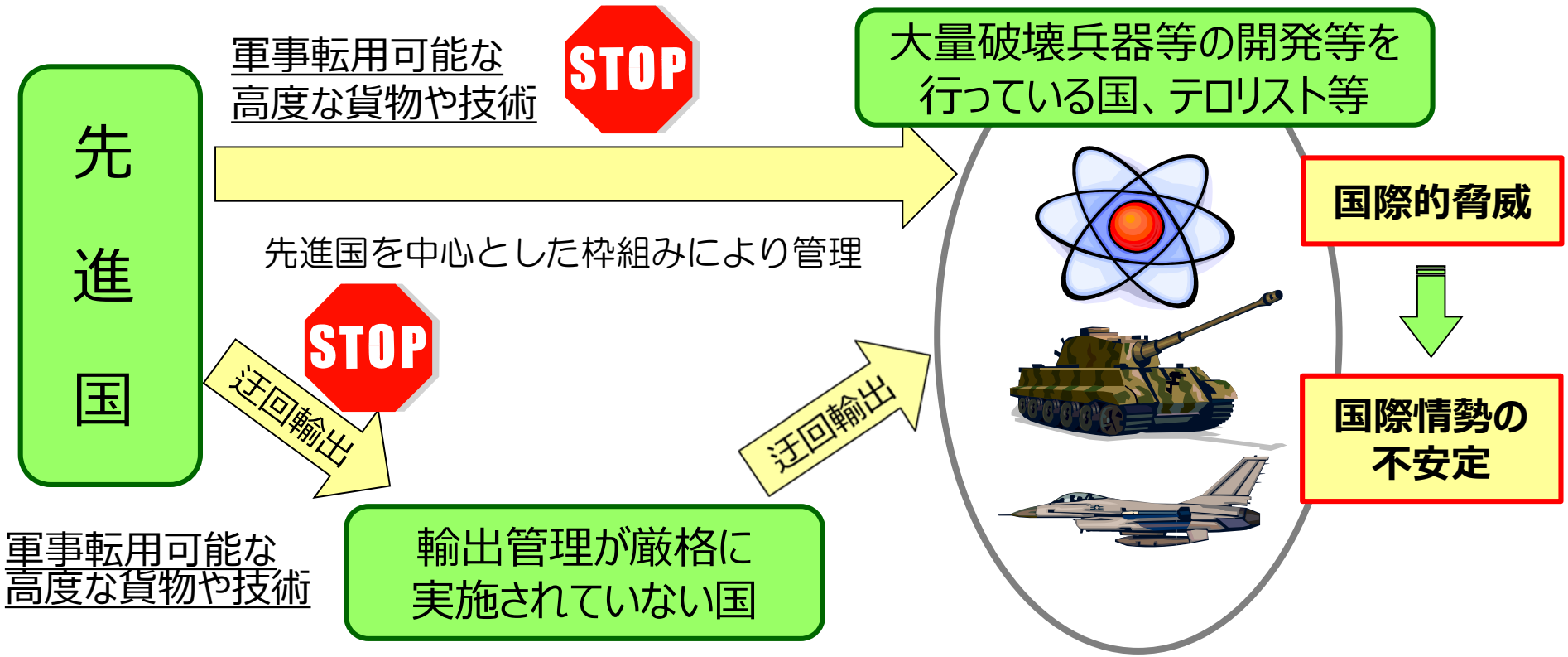

※１「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう。※２「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう。

国際輸出管理レジーム

	NSG （原子力供給国グループ）	AG （オーストラリア・グループ）	MTCR （ミサイル技術管理レジーム）	WA （ワッセナー・アレンジメント）
1．規制対象品目	（１）原子力専用品・技術 ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント （２）原子力関連汎用品・技術	（１）化学兵器 ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 （２）生物兵器 ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	（１）大型のミサイル・無人航空機 （２）小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術	（１）武器 （２）汎用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連　等
2．発足年（日本の参加）	1978年（同年）	1985年（同年）	1987年（同年）	1996年（同年）
3．参加国数	４８か国	４２カ国＋EU	３５カ国	４２カ国
4．参加国	＜別表第3の国＞ アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、（日本）			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ	アイスランド、トルコ、	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、
	ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、 韓国、中国 南アフリカ	ウクライナ メキシコ 韓国 インド	ロシア、ウクライナ ブラジル 韓国 インド 南アフリカ	ロシア、ウクライナ メキシコ 韓国 インド 南アフリカ

別表第３の国：輸出管理を厳格に実施していると認められることから、円滑な輸出許可手続が可能な輸出相手国（２６か国）。

軍事分野における民生技術の活用懸念の例

- 民生技術が技術革新を主導するようになり、機微性の高い民生技術（機微技術）が影響を及ぼす軍事分野の範囲が拡大。
- 現有装備品の性能向上や新たな装備品の開発において、機微技術が頻繁に活用されるようになっている。

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造 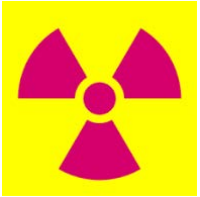	自動車の製造や切削
ｼｱﾝ化ﾅﾄﾘｳﾑ	化学兵器の原材料	金属めっき工程
ろ過器	細菌兵器製造ための細菌抽出	海水の淡水化
炭素繊維	ミサイルの構造材料	航空機の構造材料

調達活動の多様化・巧妙化

- 軍事分野におけるデュアルユース※1の重要性が高まる中で、流通形態の複雑化は、様々な手段を使って実際のエンドユーザーの姿を隠しながら、懸念のある主体が機微技術※2や軍事転用可能な貨物を巧妙に獲得することを可能としているおそれがある。

輸出取引
・フロントカンパニー
・第三国経由
・使用者・用途等の偽装

技術取引
・フロントカンパニー
・メール、クラウド
・展示会、講演

企業買収
・外国政府の影響
・国公営ファンドによる支援

学術交流・研究交流
・教員、研究者、留学生
・共同研究
・ピアレビュー

人材採用・求職活動
・ヘッドハント
・重要企業への就職

技術窃取
・サイバー攻撃
・産業スパイ

※1 「デュアルユース」とは、軍民両用であることをいう。
※2 「機微技術」とは軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術をいう。

大学等が関係する海外での高度技術流出の懸念事例

- 一部の新興国等は、様々なルートを通じ、高度な技術を獲得する動きを強めている。
- こうした高度技術の流出（Intangible Technology Transfer：ITT）は、関係国間でも大きな問題となっている。

米国の事例１

- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yuは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の**ハルビン工業大学に勤務する教授等の指示**により、平成14年から平成26年にかけて、**海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出**。
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工業大学の教授が、海洋潜水艇ー無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yuは、**米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴**され、**懲役21ヶ月**の判決を受けた。

米国の事例２

（出典）各種報道等

- Atmospheric Glow Technologies（AGT）社は米空軍研究所（USAF）と、**無人航空機用プラズマアクチュエータの研究契約**を結んでいた。
- **テネシー大学J. Reece Roth教授**の元教え子（Daniel Max Sherman）がAGT社にいたこともあり、上記研究について同教授とAGT社は共同研究の契約を結んだ。
- Roth教授とSherman氏は、大学院生助手に研究を手伝わせることで一致。**同教授の下で研究活動を行っていた中国人・イラン人学生などに米国政府の許可を得ないまま、この研究に関する報告書へのアクセスを認めた。**また、Roth教授は、講演のためUSAFとの研究に関係する技術情報の入ったパソコンを輸出許可を得ずに中国に持ち出した。
- これにより、 Roth教授とSherman氏は**武器輸出管理法違反**の罪に問われ、それぞれ懲役４年、懲役１４か月（１年強）の判決を受けた。

日本における迂回輸出事例（中国人留学生による無許可輸出）

- 中国人留学生は、平成28年から平成29年にかけて、外為法の規制品目（輸出貿易管理令別表第１の10の項）に該当する航空機搭載用赤外線カメラ等を、経済産業大臣の許可を受けることなく、香港を経由し中華人民共和国へ輸出。※当該留学生は都内大学の技術系学部に在籍。
- 平成30年2月、当該留学生による外為法違反事件に関し、略式命令による有罪（罰金100万円）が確定。同年4月、経済産業省は、外為法第53条第1項に基づき、当該留学生に対し、輸出禁止3か月の行政処分を行った。

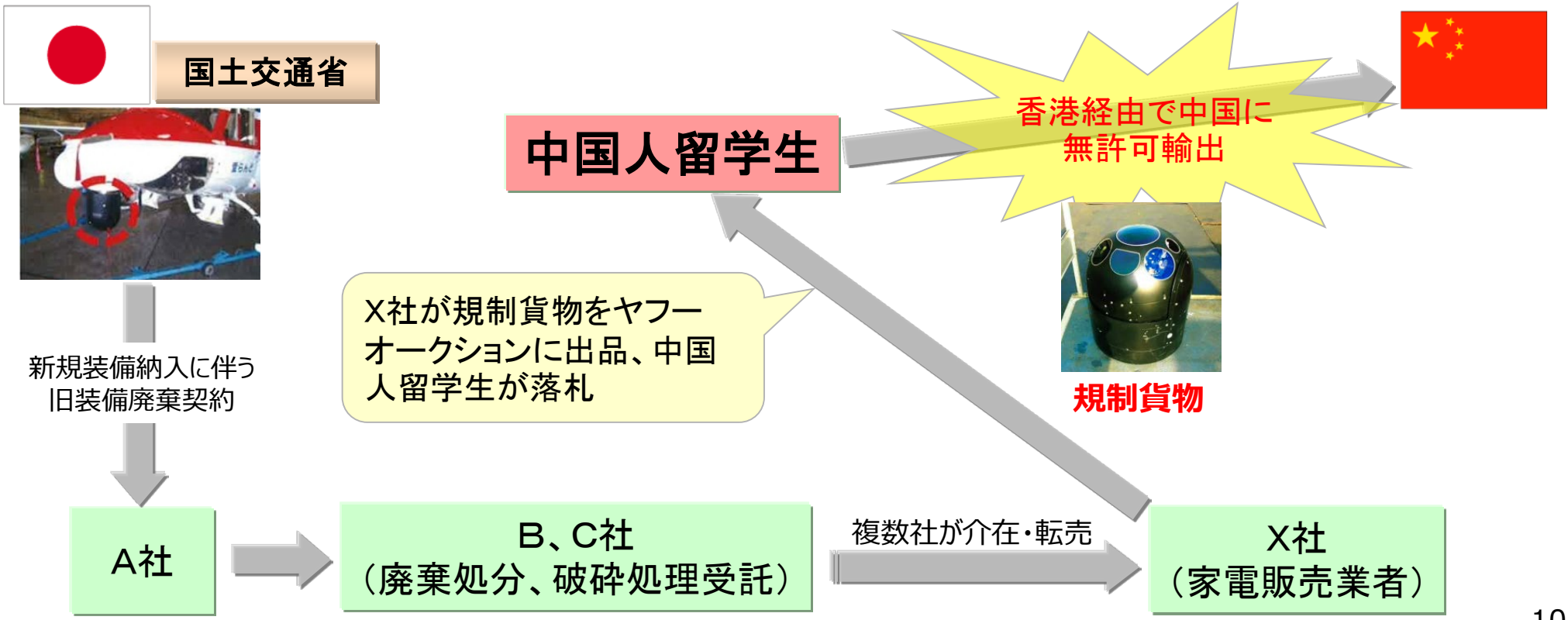

政府の取組方針（統合イノベーション戦略 2019（令和元年６月21日 閣議決定））

第５章 特に取組を強化すべき主要分野
（５）安全・安心　②目標達成に向けた施策・対応策　iii）守る　＜抜粋＞

- 我が国の技術的優越を確保、維持する観点や研究開発の成果が大量破壊兵器等に転用されることを防ぐといった観点から、科学技術情報の流出に対応する。これにはまず、科学技術情報の流出の懸念があることを研究者一人一人が認識するとともに、研究者が所属する大学、企業等が組織として科学技術情報を守るための適切な対応を取ることが必要である。 特に、国際的に技術管理の重要性が高まる中、大学、企業等が法令を遵守し、実際の技術流出の未然防止、リスク低減のための 措置を図ることが、海外の共同研究先との信頼関係を築き、連携を強化することにつながるとの認識を産官学で共有し、取組を進める。【内閣官房、科技、防災、宇宙、海洋、警、総、法、外、文、厚、農、経、国、防】

- 2019 年度中に策定する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイ ドライン」に基づき、遵守すべき法令や規則を周知

- 安全保障貿易管理の徹底を図るため、政府として、法令順守のための個別指導等を行うとともに、必要な意識啓発と支援を充実させ、実効性を向上させつつ、大学、企業等の負担軽減にも取り組むことで、法令順守や組織内における科学技術情報の適切な管理のための自主的な取組や体制整備を促進

- 大学、研究機関において、自主的な取組や体制整備を安定的に継続させるため、管理部門を充実

- 安全保障貿易管理の面等から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業を精査し、 事業の特性を踏まえつつ、安全保障貿易管理の要件化等の対象事業を拡大するほか、研究開発主体が必要な技術管理を行うよう、対象事業の執行機関は、適切に対象事業を運営

https://www8.cao.go.jp/cstp/togo2019_honbun.pdf

大学や研究機関にとっての輸出管理とは

輸出管理（安全保障貿易管理）とは、軍事転用可能な高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等を開発等している国などに渡らないよう、これらの貨物や技術を管理すること。

- 大学・研究機関にとっての「輸出管理」とは、

  平和利用のための自由な研究環境を確保するための基盤として、研究成果や研究資機材が大量破壊兵器等の懸念活動に利用されないように「貨物の輸出」や「技術の提供」を管理すること。

  ※大学・研究機関にとっては、技術提供の機会が多いため、「技術は一度提供されれば取り返しがつかない」との自覚を持ち、その管理には十分注意を払う必要がある。

どのような機会に輸出管理が必要となるか

- 様々な場面で輸出等が発生、懸念用途への転用リスクには十分注意。
- 貨物の輸出、技術の提供時、外為法上の許可が必要なケースがある。

技術提供等の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練　　等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ　　等
研究試料等の持ち出し、海外送付	○サンプル品の持ち出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付　等
外国からの研究者の訪問	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付　　等
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示　等

大学等が内部規程を策定する必要性（輸出者等遵守基準）

- 外為法第５５条の１０第４項では、輸出者等は、遵守基準に従って、適切な貨物の輸出や技術の提供を行うことが義務づけられている。
- 経済産業大臣は、遵守基準に従い、指導や助言、違反があった際には、勧告・命令を行うことができ、命令に違反した場合には、罰則の対象となる。
- 大学や研究機関を含む全ての輸出者等が遵守する基準と更にリスト規制技術・貨物を扱う輸出者等が遵守する基準がある。

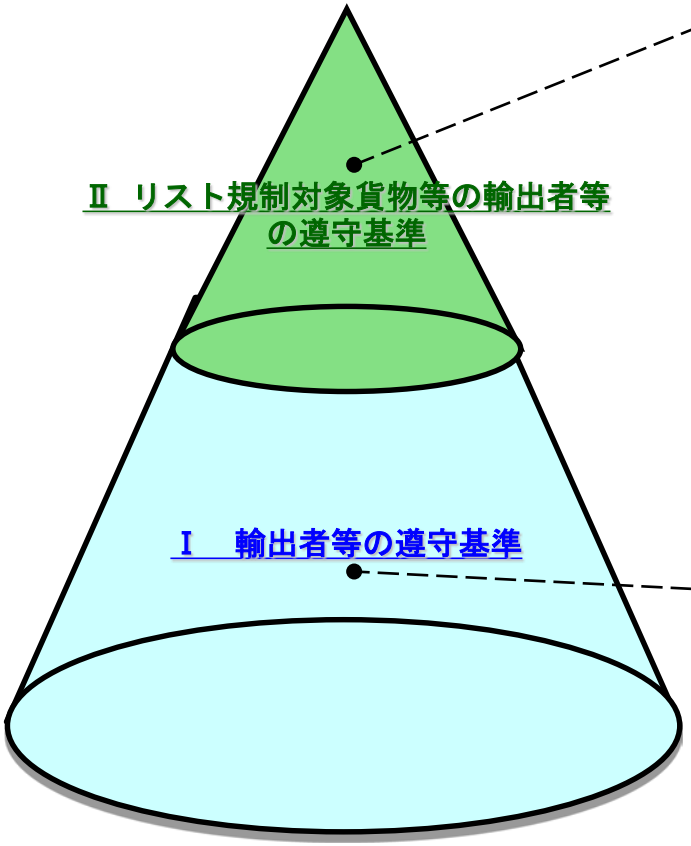

Ⅱ　リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

イ　組織の代表者を輸出管理の責任者とすること。
ロ　組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
ハ　該非確認に係る手続を定めること。
ニ　リスト規制品の輸出等に当たり用途確認、需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
ホ　出荷時に、該非を確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
ヘ　輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
ト　輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
チ　輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
リ　法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、 その再発防止のために必要な措置を講ずること。
※　許可例外の輸出等のみを行う者は、リのみの適用。

Ⅰ　輸出等を行うに当たって遵守する基準

イ　輸出等を行う貨物等がリスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
ロ　輸出等の業務に従事する者に対し、最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

大学における安全保障貿易管理の内部規程の策定状況

- 既に高い策定率である国立大学に加え、公・私立大学の内部規程策定が進み、２７大学がこの１年間に新たに策定されている。
- 今後も策定予定がないと回答した大学は７５校から２９校に激減。策定済みの大学は約４５％。内部規程を策定中／予定ありを含めれば約７７％となった。

「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を置く公立・私立大学」における輸出管理内部規程策定状況

平成３０年

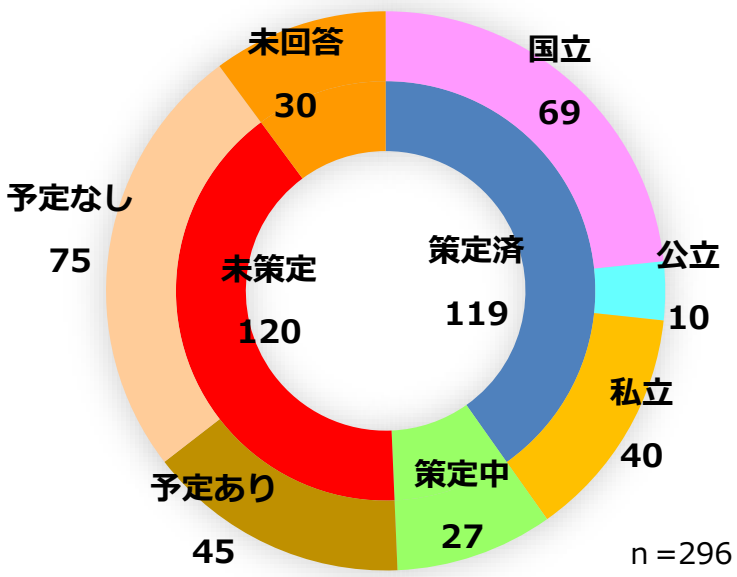

令和元年（６月時点）

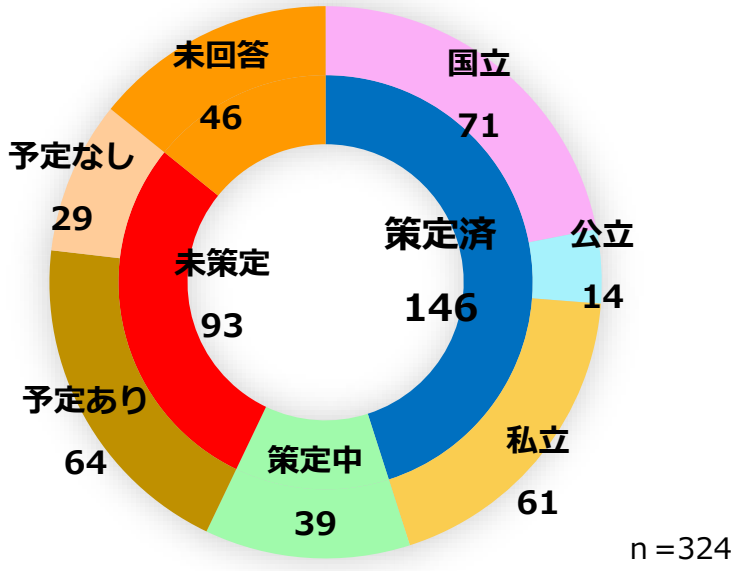

（出典）経済産業省アンケート（平成30年、令和元年）

体制整備や安全保障貿易管理への大きな勘違い

- 教員や職員が手続や管理体制の整備を行わない理由に勘違いが多くみられます。
- 軍事研究を行っているかどうかや、主観的にリスクが低いと判断することは、管理を行わない理由となりません。
- 大学の基本方針や法令を正しく理解し、意図しない技術流出が発生しないよう取組む必要があります。

教員

軍事技術の研究を行っていないから、管理の対象外である。

論文の内容（公知の技術）しか提供しないので、手続の必要がない。

職員

国際交流協定校の留学生しか受け入れていないので管理の必要が無い。

安全保障貿易管理上の管理が必要な教員はほとんどいないのでリスクが低い。

２．大学・研究機関における機微技術管理

大学等における安全保障貿易管理への基本的考え方

- 安全保障をめぐる環境が一層厳しくなるなか、最低限の規制である外為法（外国貿易及び外国為替法）の遵守だけでは万全とは言えない状況。
- 大学等は、（内部規程の）基本方針に従い、安全保障の観点も踏まえて取引（情報、データ、手法等の提供や研究資機材の輸出）の実施の可否を組織として決定し、実施する取引については外為法の許可の要否を確認するとの流れに留意。

モデル規程

（基本方針）
第４条　本学／本機関の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。
（１）国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
（２）外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
（３）輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

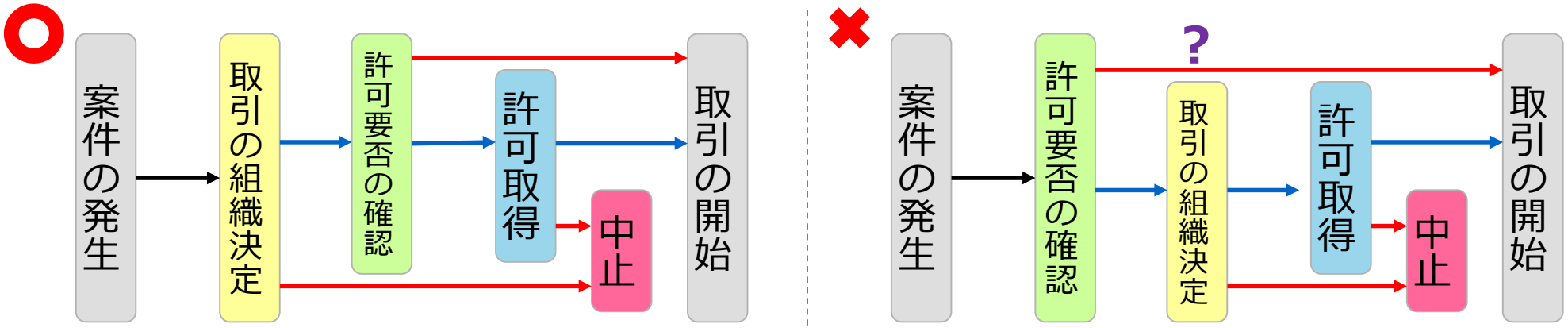

大学等における学内審査の流れ

- 事前確認シート等を使用した事前確認により、詳細な取引審査（受入れ審査）が必要な取引を見極め、組織として判断します。
- 取引審査（受入れ審査）により、組織として取引（受入れ）を行うかを判断し、行う場合、経済産業大臣の許可が必要か判断します。
- 許可が必要な場合、許可取得後、取引（受入れ）を開始します。

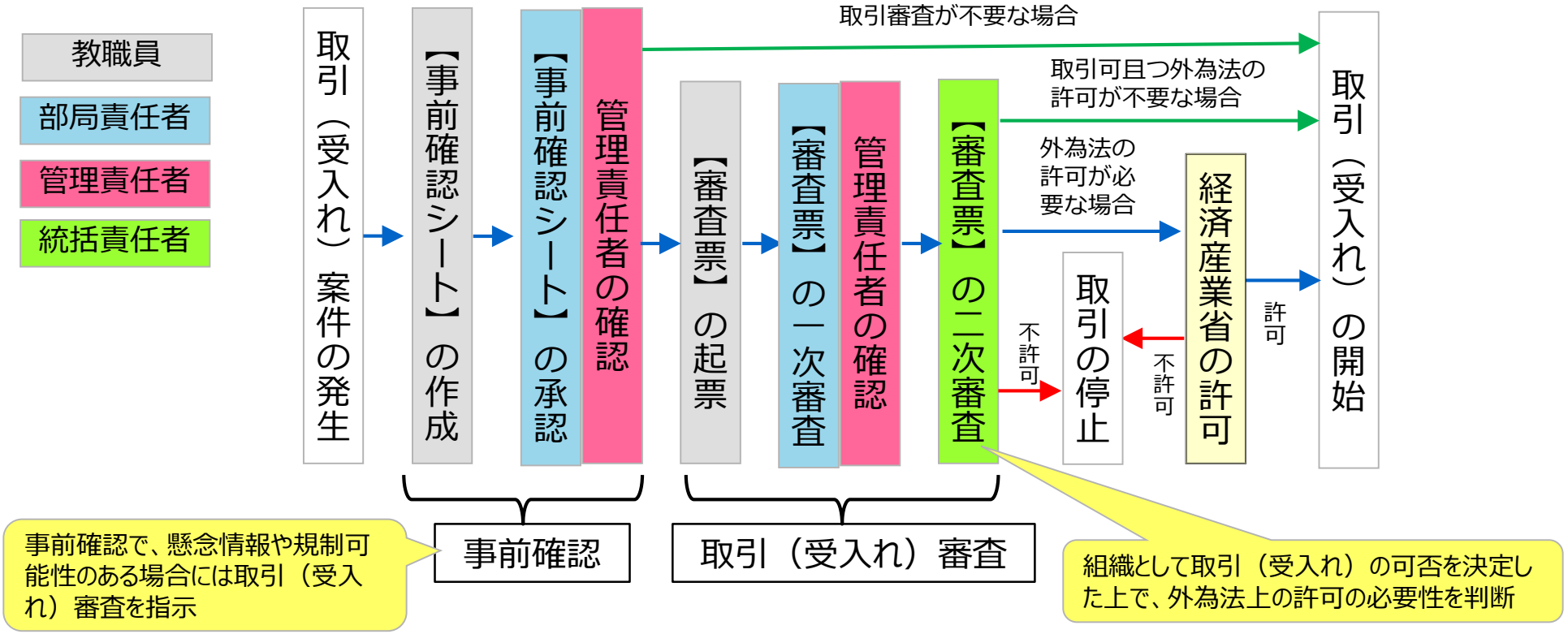

入口・中間・出口の各段階における管理

- 来日後６か月未満の留学生等に規制技術を提供する際、及び６か月以上であっても、外国で提供することがあらかじめ判っている場合、技術資料の外国への持ち出しや技能訓練等による規制対象技術の提供をする場合は、許可を取得する必要があります。
- 居住者に技術提供し、許可が必要ない場合にも、懸念情報の有無を確認するほか、研究内容の高度化等の場合にも改めて確認することで適切な技術管理を行います。
- 留学生等の受入れや採用時（入口）、在学・在職中（中間）、卒業・退職時（出口）において適切に管理することが求められます。

入口管理

- 入学／採用時の審査
- （留学生の）大学卒業後の大学院／研究機関進学／採用時の審査

中間管理

- 機微技術提供時の提供管理
- 一次帰国時の技術持ち出し管理
- 研究内容の高度化・変更等の状況変化の際の提供技術管理

出口管理

- 卒業／帰国時の技術持ち出し管理

外国人留学生等の受入時（入口）の安全保障貿易管理上の審査実施

- 入口管理を行っている大学は全体の約４４％。検討中の大学と合わせれば、３／４以上。
- 内部規程を持っている大学に限ると、既に約７７％が実施している。

うち、該当するケース未発生約38%、体制未整備約33%

うち、「事前確認シート」を用いて確認している割合は約82%

全体（未回答を除く）

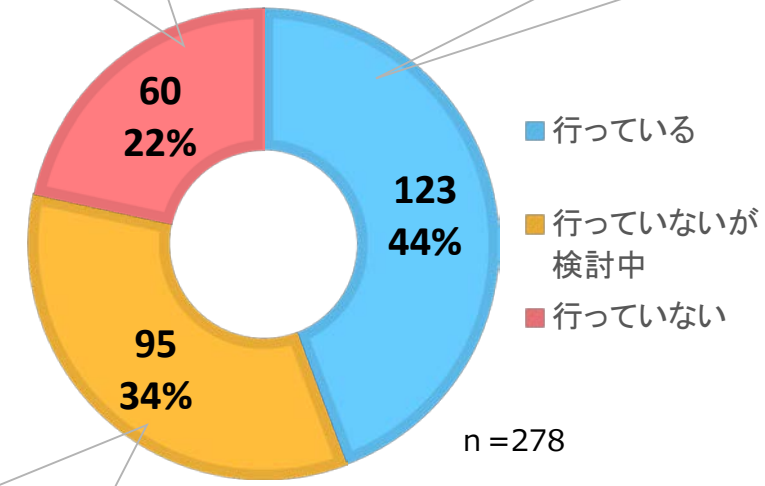

内部規程：有

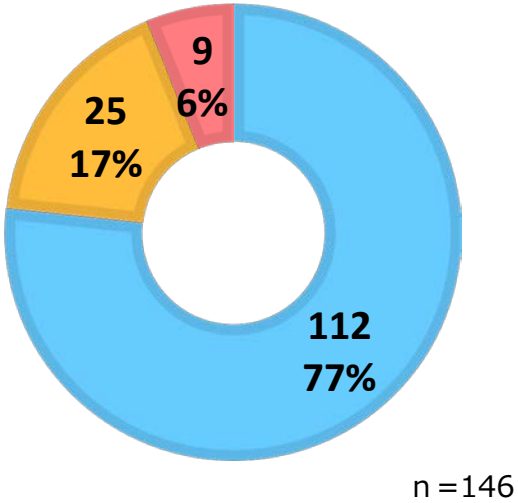

うち、体制整備中約71%、該当事案を想定していない約24%

（出典）経済産業省アンケート（令和元年）

受入の事前確認

- 日々の技術提供について、個別に許可申請を行うことは現実的ではないことから、特に、入口段階で、「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート」等により、研究内容、研究の目的、出身国、出身組織等を確認し、安全保障上の懸念の有無を確認することが推奨されます。これらの手続を行ったかについては入国管理当局等から説明を求められる場合があります。
- 懸念の有無については、出身組織が外国ユーザーリスト等に掲載されていないか、ホームページ等に懸念情報はないかを確認します。併せて（一財）安全保障貿易情報センター（CISTEC）の提供する「大学向けＣＨＡＳＥＲ情報」を確認することも有用です。
- 受入予定者が学部や講義のみの課程の場合、人文・社会科学系（非実験系）で受入れることが確認出来た場合には、懸念性の確認を行わないといった簡便な手続きにすることも可能です。

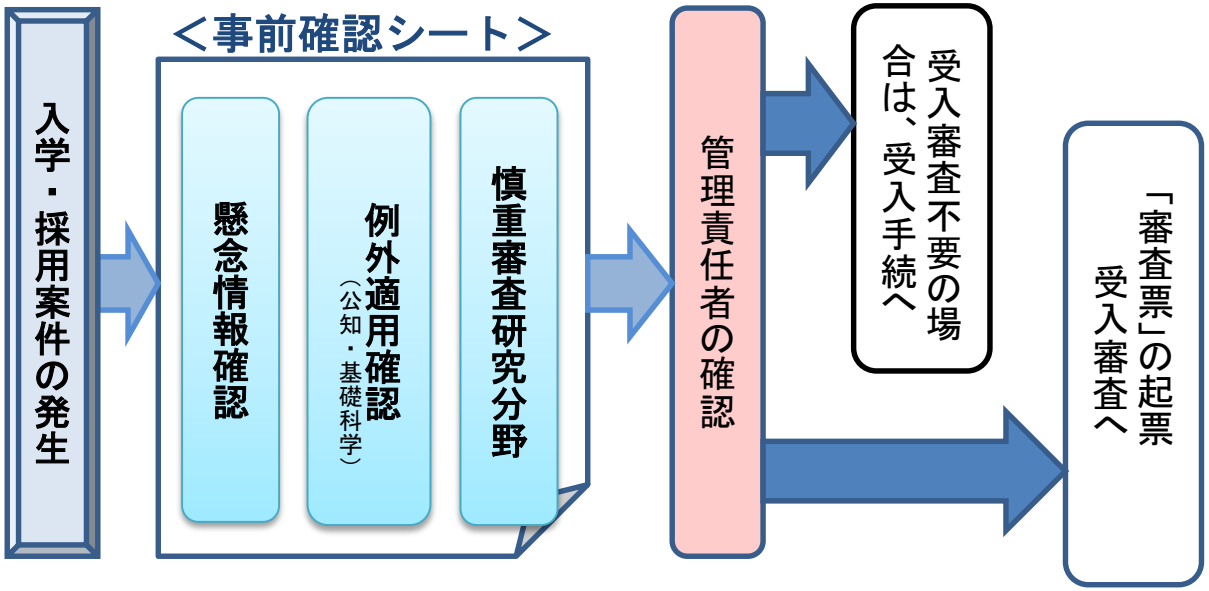

（参考）CISTEC「大学向けCHASER情報」：http://www.cistec.or.jp/service/daigakukaiin.html

慎重な審査が必要となる研究分野一覧

- 下の表は、大学における濃淡管理の参考として、事前確認シートにおいて慎重な審査が必要となる研究分野の一例となるよう、リスト規制対象品目と関連が相対的に高いと思われる研究分野を示したものです。
- 慎重な審査を要する分野を特定している機関においては、その分野リストを活用する等、各機関においてそれぞれ最も利用しやすい方法で作成いただくことが可能です。また、提供技術について該非判定を行うことで、研究分野による確認を行わない手続とすることも可能です。

系	分野	分科	細目名
総合系	情報学	計算基盤	計算機システム
			ソフトウェア
			情報ネットワーク
			高性能計算
			情報セキュリティ
	環境学	環境解析学	放射線・化学物質影響科学
理工系	複合領域	地理学	地理学
	総合理工	ナノ・マイクロ科学	ナノ構造化学
			ナノ構造物理
			ナノ材料化学
			ナノ材料工学
			ナノバイオサイエンス
			ナノマイクロシステム
		応用物理学	応用物理学一般
	数物系	物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理
			物性Ⅱ
			原子・分子・量子エレクトロニクス

系	分野	分科	細目名
理工系	化学	基礎化学	物理化学
			有機化学
			無機化学
		複合化学	機能物性化学
			合成化学
			高分子化学
			分析化学
			生体関連化学
			グリーン・環境化学
			エネルギー関連化学
		材料化学	有機・ハイブリッド材料
			高分子・繊維材料
			無機工業材料
			デバイス関連化学
	工学	機械工学	機械材料・材料力学
			流体工学
			機械力学・制御
			機械システム

系	分野	分科	細目名
理工系	工学	電気電子工学	電力工学・電力変換・電気機器
			電子・電気材料工学
			電子デバイス・電子機器
			通信・ネットワーク工学
			計測工学
			制御・システム工学
		材料工学	材料加工
		総合工学	航空宇宙工学
			船舶海洋工学
			核融合学
			原子力学
	生物学	生物科学	分子生物学
			構造生物化学
			機能生物化学
			生物物理学
			細胞生物学
			発生生物学
	医歯薬学	基礎医学	環境生理学
			ウイルス学
			免疫学

外国出張・一時帰国

- 既存の組織内の外国出張申請手続に輸出管理上の手続を関連づけて行い、持ち出す貨物の有無、技術提供の予定の有無、これらがある場合の相手先・用途の確認を行います。
- 留学生が一時帰国する際に規制技術の提供を行う場合は、事前に許可が必要です。このため、留学生が居住者であっても規制技術の提供管理が求められます。

【確認事項】

① 外国出張・一時帰国に管理の必要な貨物の別送・携行の予定はあるか。
② 技術の提供の予定があるか。
③ 貨物・技術はリスト規制に該当するか。
④ 用途要件、需要者要件上の問題はないか。
⑤ 例外適用が可能か。

➡ リスト規制、キャッチオール規制に該当する場合は、経産大臣の許可を取得

【留意点】

- 貨物（研究資機材や試料）を持ち出す場合は、持ち帰る場合でも、許可が必要になる場合があり。
- 技術提供の場合は、専ら自己使用のために持ち出し、誰にも提供せずに持ち帰る場合には許可は不要。
- 輸出管理上の承認がなければ、外国出張できないシステムが有効。このため、申請は審査が可能な十分に早い時期に行うよう指導。

共同研究の実施

- 共同研究契約締結前に、輸出管理上の手続を行い、規制技術の有無、相手先・用途の確認を行います。
- 契約書への記載や事前の取り決めにより、規制技術の再移転の制限、政府許可が得られない場合の規制技術の提供制限、違反の疑いのあった場合の政府への報告等を定めた上で実施しましょう。

【締結前の確認事項】

① 提供技術の中に規制技術が含まれていないか
② 外国ユーザーリストへの掲載の有無
③ 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に利用されるおそれがないか

➡ リスト規制、キャッチオール規制に該当する場合は、経産大臣の許可を取得

金銭や知財の発生する契約を伴う共同研究だけでなく、教員の人脈で行うような共同研究についても早い段階で手続きされるよう工夫しましょう。

【取り決めを行うべき内容】

① 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられる技術を第三者に無許可で再提供することを禁止する旨
② これらの取り決め等が遵守されない場合は契約不履行として以後の取引を中止すること
③ 政府の許可が必要な技術提供は許可を取得した後に提供すること
④ 外為法違反の疑いがある場合は速やかに関係当局に報告すること

産学連携プロジェクトでは、製品化を目的とすることが多く、「基礎科学分野の研究活動」を適用できない場合がほとんどであることに注意しましょう。

【参考】大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン

- 内閣府は、関係法令遵守やリスクマネジメントなど、連携に際しての適正なアプローチを明確にし、外国企業との連携を促進すべく、文部科学省、経済産業省の協力のもと、ガイドラインの中間とりまとめを作成（令和元年６月策定）
  https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/guideline.pdf
- 基本的な考え方、遵守すべき法令・規則等、リスクマネジメント、実務的な留意事項、具体的な取組事例を掲載

ガイドライン（中間とりまとめの概要）

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）資料抜粋

Ⅰ．基本的な考え方

- グローバルな競争を勝ち抜くためには、国内外を問わず一流の企業・研究機関との連携強化が不可欠
- 一方、「意図せざる技術流出」を防ぐため、関係法令遵守、リスクマネジメントは高いレベルで必要
- 各機関の活動目的に則した外国企業との連携方針や、連携を開拓、維持、発展させる組織的な仕組みづくりが必要（情報発信強化、連携相手の探索機能強化、専門人材）
- win-winの関係を目指した連携の構築

①適正なアプローチ　②外国企業との連携促進　③連携機能強化

Ⅱ．法令・規則等

- 外国企業との連携において遵守すべき法令・規則等
  - 安全保障貿易管理
  - 不正競争防止法（営業秘密の保護）
  - その他の法令・規則

Ⅲ．リスクマネジメント

- 法令遵守に加えたリスクマネジメント体制の構築
  - 産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメント
  - 機微技術管理の国際動向

Ⅳ．実務的な留意事項

- 戦略・体制整備とプロセスの管理
  - 連携戦略・体制の整備
  - 連携プロセスの管理
  - モニタリング・フォローアップ

Ⅴ．外国企業との連携の具体的な取組事例

- 好事例の横展開を通じた積極的な取組の促進
  - 外国企業との積極的に進めている国内の大学・国研等の取組事例
  - 海外の大学・研究機関の取組事例

外国からの研究者の訪問、非公開の講演会、機器の使用

外国からの研究者の訪問

- 外国から研究者が、国内の大学や研究機関を訪問して、施設の見学や研究室での意見交換をする際に、規制技術について大学側が説明をする場合には、許可が必要となります。
- 不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術情報でなければ、例外規定は適用できません。
- 「外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート」により確認することが推奨されます。

非公開の講演会

- セミナーや講演会、展示会で、①発表される内容がリスト規制、キャッチオール規制、例外規定に該当しないか、②参加者の国籍、来日後の経過期間や所属する機関の国・地域を確認するなど、事前に許可の要否を検討する必要があります。
- 事前確認、取引審査による必要な事項の確認や公知の技術をベースにした説明資料や応答要領の作成といった工夫が有用です。

機器の使用

- 日本国内に設置されたスパコンを外国からリモートアクセスさせる場合、又は、日本国内の非居住者に利用させる場合は、利用させるプログラムや操作マニュアルにリスト規制技術があれば許可申請が必要です。
- 大学の研究室で留学生等が行う研究で必要となる機器等の操作方法を教える程度のものであれば、一般的に、リスト規制技術の提供に該当しないものと考えられます。

３. 我が国の安全保障貿易管理制度

規制の概要

- 外為法に基づく輸出規制は、（１）リスト規制と（２）キャッチオール規制から構成されており、これらの規制に該当する技術の提供や貨物の輸出は、経済産業大臣の事前許可が必要です。

リスト規制

① 兵器そのもの

② 兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品・技術

③ 兵器の開発などにも利用できる高い性能を持つ汎用品・技術

キャッチオール規制

- 大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制
- リスト規制品に該当するもの以外（木材、食料品を除く）の技術の提供や貨物の輸出であって、その用途や需要者に兵器の開発に関する懸念がある場合

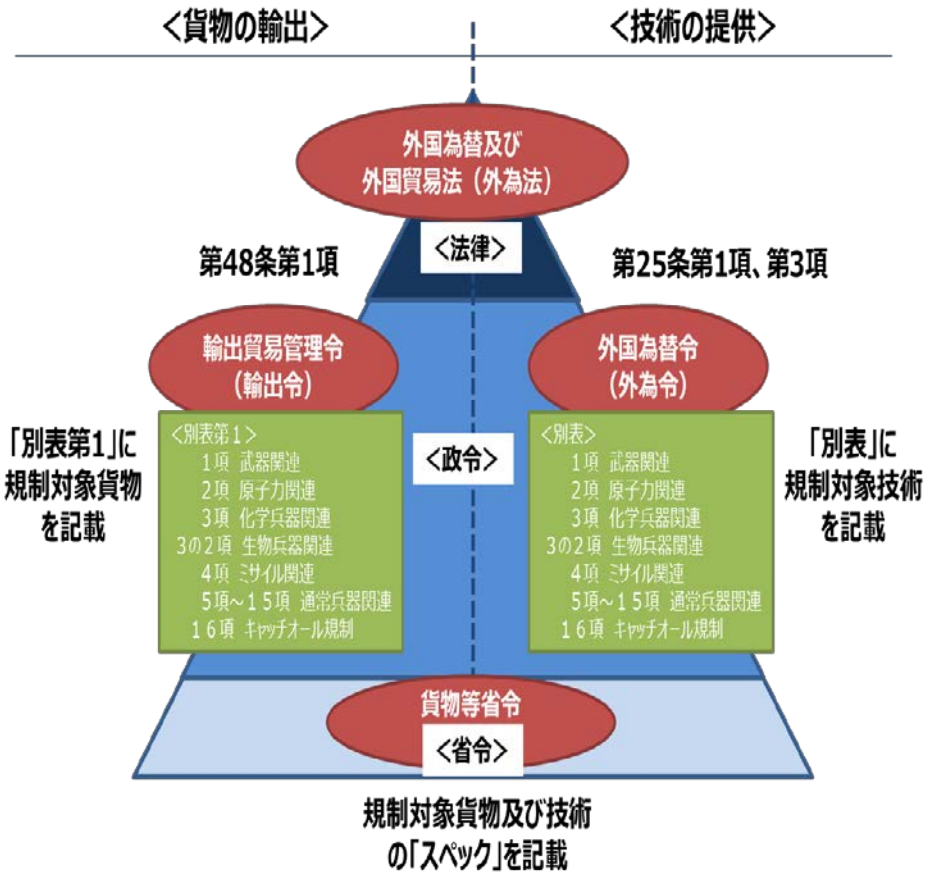

⇒ いずれかの規制に該当する場合には、経済産業大臣の事前の許可が必要

安全保障貿易管理における規制の対象行為

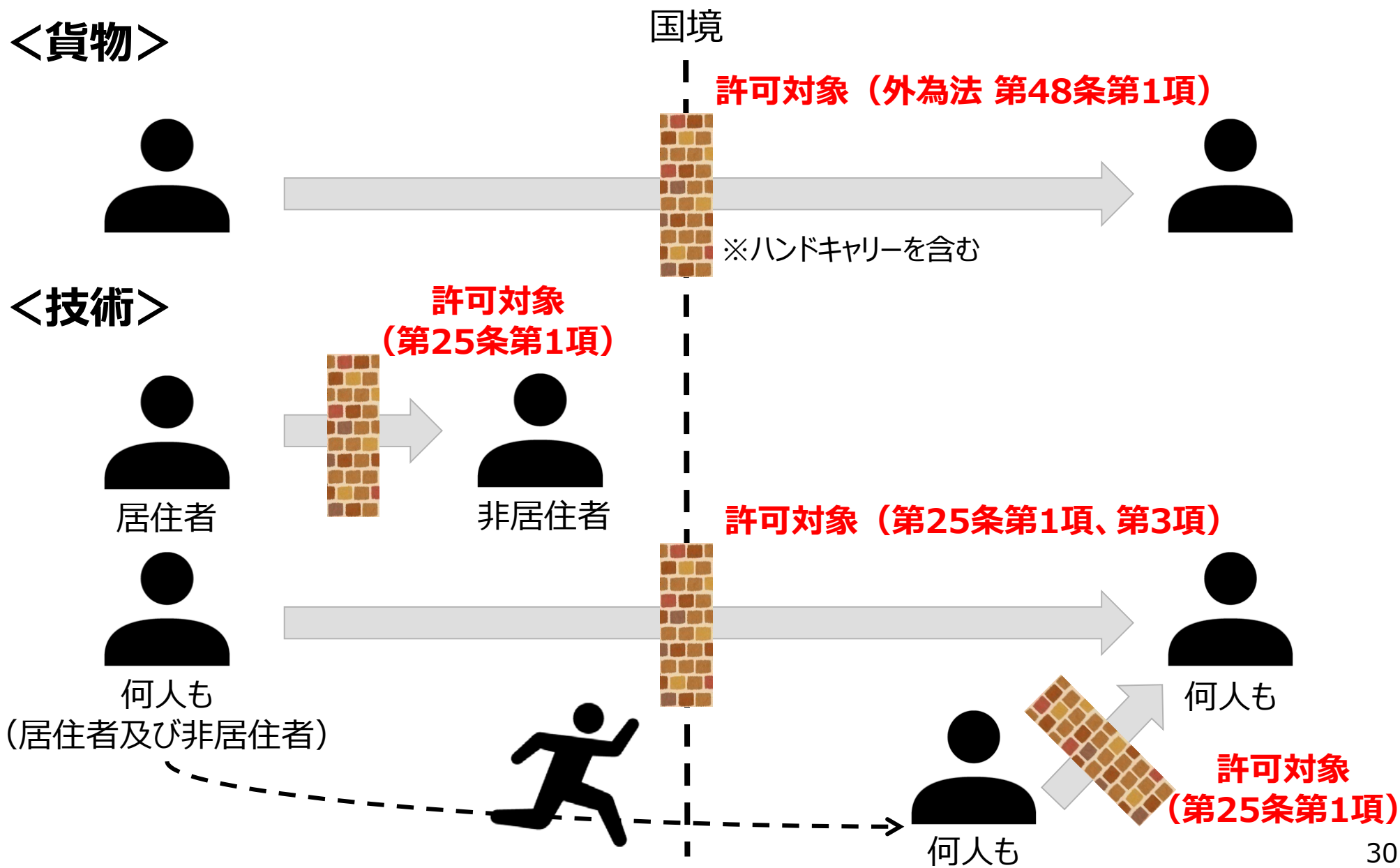

（１）リスト規制

リスト規制とは

- リストに該当する貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、輸出先や提供先がどこであるか、どのような用途で使われるかに関わらず、経済産業大臣の許可が必要

●「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令※」に規定された仕様（スペック）に該当する場合は必ず輸出等の許可が必要

●相手先が先進国向けであっても、許可が必要

●海外のサテライトキャンパス向けの輸出やサテライトオフィスに勤める（元）同僚への技術提供や海外にある日本法人向けであっても許可が必要

●リスト規制に該当するか確認するため、輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

※貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様（スペック）を規定している法令
（＝輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）

（参考）リスト規制一覧①

2019年1月9日時点

1　武器

項番	項目
(1)	銃砲・銃砲弾等
(2)	爆発物・発射装置等
(3)	火薬類・軍用燃料
(4)	火薬又は爆薬の安定剤
(5)	指向性ｴﾈﾙｷﾞｰ兵器等
(6)	運動ｴﾈﾙｷﾞｰ兵器等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等
(8)	軍用船舶等
(9)	軍用航空機等
(10)	防潜網・魚雷防御網他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等
(12)	軍用探照灯・制御装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物
(14)	軍用化学製剤用細胞株他
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等
(16)	兵器製造用機械装置等
(17)	軍用人工衛星又はその部分品

2　原子力

項番	項目
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(3)	重水素・重水素化合物
(4)	人造黒鉛
(5)	核燃料物質分離再生装置等
(6)	ﾘﾁｳﾑ同位元素分離用装置等
(7)	ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ同位元素分離用装置等
(8)	周波数変換器等
(9)	ﾆｯｹﾙ粉・ﾆｯｹﾙ多孔質金属
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等
(10の2)	ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ製造用装置等
(11)	しごきスピニング加工機等
(12)	1　数値制御工作機械 2　測定装置
(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等
(14)	アイソスタチックプレス等
(15)	ロボット等
(16)	振動試験装置等
(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料
(18)	ベリリウム
(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質
(20)	ほう素10
(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
(22)	るつぼ
(23)	ハフニウム
(24)	リチウム
(25)	タングステン
(26)	ジルコニウム
(27)	ふっ素製造用電解槽
(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
(29)	遠心力式釣合試験機
(30)	フィラメントワインディング装置等
(31)	レーザー発振器
(32)	質量分析計・イオン源
(33)	圧力計・ベローズ弁
(34)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石
(35)	真空ポンプ
(35の2)	スクロール型圧縮機等
(36)	直流電源装置
(37)	電子加速器・エックス線装置
(38)	衝撃試験機
(39)	高速度撮影が可能なカメラ等
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器
(41)	核兵器起爆（試験）用貨物
(42)	光電子増倍管
(43)	中性子発生装置
(44)	遠隔操作のマニピュレーター
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ
(47)	トリチウム
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置**等**
(49)	白金触媒
(50)	ヘリウム3
(51)	レニウム等の一次製品
(52)	防爆構造の容器

3　化学兵器

項番	項目
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料
(2)	化学製剤用製造機械装置等
(3)	**反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等**

3の2　生物兵器

項番	項目
(1)	軍用細菌製剤の原料
(2)	**細菌製剤用製造装置等**

4　ミサイル

項番	項目
(1)	ロケット・製造装置等
(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等
(3)	推進装置等
(4)	しごきスピニング加工機等
(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン
(5の2)	ポンプに使用できる軸受
(6)	推進薬・原料
(7)	推進薬の製造・試験装置等
(8)	粉粒体用混合機等
(9)	ｼﾞｪｯﾄﾐﾙ・粉末金属製造装置等
(10)	複合材料製造装置等
(11)	ノズル
(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(14)	複合材用の炉・制御装置
(15)	ﾛｹｯﾄ・UAV用構造材料
(16)	ﾛｹｯﾄ・UAV用加速度計ｼﾞｬｲﾛｽｺｰﾌﾟ等
(17)	ﾛｹｯﾄ・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(18)	アビオニクス装置等
(18の2)	ﾛｹｯﾄ・UAV用熱電池
(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(20)	ﾛｹｯﾄ・UAV発射台・支援装置
(21)	ﾛｹｯﾄ・UAV用無線遠隔測定装置他
(22)	ﾛｹｯﾄ搭載用電子計算機
(23)	ﾛｹｯﾄ・UAV用A／D変換器
(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(24の2)	ﾛｹｯﾄ設計用電子計算機
(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(26)	ﾛｹｯﾄ・UAV用IC・探知装置・ﾚｰﾄﾞｰﾑ

5　先端材料

項番	項目
(1)	ふっ素化合物製品
(2)	（削除）
(3)	芳香族ポリイミド製品
(4)	ﾁﾀﾝ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金成形工具
(5)	ﾁﾀﾝ・ﾆｯｹﾙ等の合金・粉、製造装置等
(6)	金属性磁性材料
(7)	ｳﾗﾝﾁﾀﾝ合金・ﾀﾝｸﾞｽﾃﾝ合金
(8)	超電導材料
(9)	（削除）
(10)	潤滑剤
(11)	振動防止用液体
(12)	冷媒用液体
(13)	セラミック粉末
(14)	セラミック複合材料
(15)	ﾎﾟﾘｼﾞｵﾙｶﾞﾉｼﾗﾝ・ﾎﾟﾘｼﾗｻﾞﾝ他
(16)	**ﾋﾞｽﾏﾚｲﾐﾄﾞ・芳香族ﾎﾟﾘｱﾐﾄﾞｲﾐﾄﾞ他**
(17)	ふっ化ポリイミド等
(18)	ﾌﾟﾘﾌﾟﾚｸﾞ・ﾌﾟﾘﾌｫｰﾑ・成型品等
(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ｸﾞｱﾆｼﾞﾝ他

＊【変更】は2019年1月9日施行。

（参考）リスト規制一覧②

2019年1月9日時点

項番	項目
6 材料加工	
(1)	軸受等
(2)	数値制御工作機械
(3)	歯車製造用工作機械等
(4)	アイソスタチックプレス等
(5)	コーティング装置等
(6)	測定装置等
(7)	ロボット等
(8)	フィードバック装置他
(9)	絞りスピニング加工機
7 エレクトロニクス	
(1)	集積回路
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等
(3)	信号処理装置等
(4)	超電導材料を用いた装置
(5)	超電導電磁石
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル
(7)	高電圧用コンデンサ
(8)	エンコーダ又はその部分品
(8の2)	ｻｲﾘｽﾀｰﾃﾞﾊﾞｲｽ・ｻｲﾘｽﾀｰﾓｼﾞｭｰﾙ
(8の3)	電力制御用半導体素子
(8の4)	光変調器
(9)	サンプリングオシロスコープ
(10)	アナログデジタル変換器
(11)	デジタル方式の記録装置
(12)	信号発生器
(13)	周波数分析器
(14)	ネットワークアナライザー
(15)	原子周波数標準器
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(16)	半導体製造装置等
(17)	マスク・レチクル等
(17の2)	マスク製造基材
(18)	半導体基板
(19)	レジスト
(20)	ｱﾙﾐﾆｳﾑ・ｶﾞﾘｳﾑ他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物
(21)	燐・砒素・ｱﾝﾁﾓﾝの水素化物
(22)	炭化けい素等
(23)	多結晶の基板
8 電子計算機	
(1)	電子計算機等
9 通信	
(1)	伝送通信装置等
(2)	電子交換装置
(3)	通信用光ファイバー
(4)	〈削除〉
(5)	フェーズドアレーアンテナ
(5の2)	監視用方向探知器等
(5の3)	無線通信傍受装置等
(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置
(5の5)	インターネット通信監視装置等
(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等
(7)	暗号装置等
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等
(9)	（削除）
(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等
(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置
10 センサー等	
(1)	水中探知装置等
(2)	光検出器・冷却器等
(3)	センサー用の光ファイバー
(4)	電子式のカメラ等
(5)	反射鏡
(6)	宇宙用光学部品等
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置
(7の2)	非球面光学素子
(8)	レーザー発振器等
(8の2)	レーザーマイクロフォン
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他
(9の2)	水中検知装置
(10)	重力計・重力勾配計
(11)	レーダー等
(12)	光反射率測定装置他
(13)	重力計製造装置・校正装置
(14)	光検出器・光学部品材料物質他
11 航法装置	
(1)	加速度計等
(2)	ジャイロスコープ等
(3)	慣性航行装置
(4)	ｼﾞｬｲﾛ天測航法装置、衛星航法ｼｽﾃﾑ電波受信機、航空機用高度計等
(4の2)	水中ｿﾅｰ航法装置等
(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他
12 海洋関連	
(1)	潜水艇
(2)	船舶の部分品・附属装置
(3)	水中回収装置
(4)	水中用の照明装置
(5)	水中ロボット
(6)	密閉動力装置
(7)	回流水槽
(8)	浮力材
(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具
(10)	妨害用水中音響装置
13 推進装置	
(1)	ガスタービンエンジン等
(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	ロケット推進装置等
(4)	無人航空機等
(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
14 その他	
(1)	粉末状の金属燃料
(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(3)	ディーゼルエンジン等
(4)	〈削除〉
(5)	自給式潜水用具等
(6)	航空機輸送土木機械等
(7)	ロボット・制御装置等
(8)	電気制動シャッター
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(10)	簡易爆発装置等
(11)	爆発物探知装置
15 機微品目	
(1)	無機繊維他を用いた成型品
(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(3)	核熱源物質
(4)	デジタル伝送通信装置等
(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(5)	水中探知装置等
(6)	宇宙用光検出器
(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(8)	潜水艇
(9)	船舶用防音装置
(10)	ﾗﾑｼﾞｪｯﾄｴﾝｼﾞﾝ、ｽｸﾗﾑｼﾞｪｯﾄｴﾝｼﾞﾝ、複合ｻｲｸﾙｴﾝｼﾞﾝ等

＊【変更】は2019年1月9日施行。

（２）キャッチオール規制

大量破壊兵器キャッチオール規制

- 提供しようとする技術や輸出しようとする貨物がリスト規制に該当しない場合でも、技術や貨物の用途や需要者を確認し、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要です。

- リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）が対象。低スペックでリスト規制に該当しなかった品目も含む。「おそれの強い貨物例」掲載の貨物や関連技術については、特に注意が必要
- 相手先が輸出令別表第3の国（輸出管理を厳格に実施している26カ国）の場合には、キャッチオール規制の許可は不要
- 相手先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否かを確認（用途確認）
- 相手先等が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否かを確認（需要者確認）。まずは、「外国ユーザーリスト」掲載機関でないか確認
- 用途確認、需要者確認の結果、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかでない場合及び経済産業省から許可が必要な旨通知された場合は、経済産業大臣の許可が必要

（参考1）大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル（TBP）	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	
4. マルエージング鋼	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	
8. アイソスタチックプレス	
9. フィラメントワインディング装置	
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	
15. 大型の非破壊検査装置	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	
18. 大型発電機	
19. 大型の真空ポンプ	
20. 耐放射線ロボット	

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	
25. プリプレグ製造装置	
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	
29. 大型トラック（トラクタ、トレーラー、ダンプを含む）	
30. クレーン車	
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離機	
33. 凍結乾燥機	
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	
38. 耐食性の充てん用の機械	
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機（UAV）（娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く）	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

- 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。
- 外国ユーザーリスト掲載企業に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分（核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル）と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

（参考2）大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
～シリア向けの場合～　2019年1月9日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要あり！

品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N，N－ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)　他	化学兵器
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9)	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス	生物兵器
7. バッチ式遠心分離機	
8. 発酵槽	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ（11.を除く。）、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器
12. 化学物質の分析装置、検知装置等	

（注）3. ～5. 及び21. の( )の番号はCAS番号（※アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号）

品目	懸念される用途
13. 塩素-アルカリ電解槽（水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。）	化学兵器
14. チタン電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
15. ニッケル電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極（他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。）であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
17. アスベストの隔膜であって、塩素- アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したもの	
20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したもの	
21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパナール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane(631-65-2)、ピコナール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、ブロモ(メチル)マグネシウム（75-16-1）、ホルムアルデヒド（50-00-0）、2,2‘-イミノジエタノール（111-42-2）、炭酸ジメチル（616-38-6）　他	

（参考3）外国ユーザーリスト　2019年4月26日改正

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

注）外国ﾕｰｻﾞｰﾘｽﾄは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！

国別の掲載企業・組織数

国　　名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	9
イスラエル	2
イラン	222
インド	4
エジプト	2
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	63
パキスタン	57
香港	3
レバノン	6
合　計	534

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	・FOUNDATION FOR CONSTRUCTION ・NATION BUILDING ・RECONSTRUCTION FOUNDATION ・RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY ・RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH ・UMMAH TAMEER I-NAU ・UMMAH TAMIR E-NAU ・UMMAH TAMIR I-NAU ・UMMAT TAMIR E-NAU ・UMMAT TAMIR-I-PAU	核 N
～				
533	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	・Techno Lab	生物、化学、ミサイル B,C,M
534	レバノン Republic of Lebanon	TOP TECHNOLOGIES SARL		生物、化学、ミサイル B,C,M

通常兵器キャッチオール規制

- 提供しようとする技術や輸出しようとする貨物がリスト規制に該当しない場合でも、技術や貨物の用途を確認し、通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要です。

- リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）が対象。低スペックでリスト規制に該当しなかった品目も含む
- 相手先等において、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるか否かを確認（用途確認）
- 用途確認が必要な提供先・輸出先は、国連武器禁輸国・地域[注1]
- 経済産業省から許可が必要な旨通知された場合[注2]は、経済産業大臣の許可が必要

注1）国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第3の2対象地域）

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

注2）経産大臣の通知は、国連武器禁輸国・地域のほか、輸出令別表第3を除く全ての国 （イラン、シリア、中国、ロシア等）が対象

最近の法令改正

- リスト規制品目だけでなく、対象となる国等についても、経済産業省安全保障貿易管理HPで最新の法令を確認します。
- 法令の改正に伴い、学内の帳票類を更新する必要があります。

【主な最近の改正】

＜輸出令別表第３の２（**国連武器禁輸国・地域**）＞

- **「エリトリア」の削除**（平成30年12月19日施行）
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html#20181219エリトリア

- **「南スーダン」の追加**（平成31年4月9日施行）
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html#20190410tutatu

＜輸出令別表第３＞

- **「大韓民国」の削除**（令和元年8月28日施行）
  https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190802001/20190802001.html

  ※**キャッチオール規制の対象に追加**

（参考）大韓民国向け安全保障貿易管理の運用の見直しについて

- 外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理を適切に実施する観点から、大韓民国に関連する輸出管理をめぐり課題が散見されるため、厳格な制度の運用に見直し（令和元年７月１日発表）。

１．特定品目について包括輸出許可から個別輸出許可への切替え(7月１日公布、７月４日施行)

大韓民国向け、フッ化水素、フッ化ポリイミド、レジストの３品目の輸出について、包括輸出許可の対象から除外し、個別の輸出許可申請を求めることとした（技術の移転も含む）。

２．輸出貿易管理令別表第３から大韓民国を削除（８月７日公布、８月２８日施行）

大韓民国に関する輸出管理上のカテゴリーを見直すため、輸出貿易管理令別表第３の国から大韓民国を削除。これにより、大韓民国向けの輸出については一般包括許可が適用できなくなるが、特別一般包括許可（輸出者の自主管理等が要件）は適用可能。また、リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合にキャッチオール規制の対象となった。

（参考）大韓民国向け輸出管理の運用の見直しについて
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/export_control_korea/index.html

４．違反に対する罰則、学内管理の課題

違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、**許可を取らずに輸出・提供**してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

平成29年度改正で罰則強化！

刑事罰

- 懲罰：１０年以下
- 罰金：（個人）：３０００万円以下
  （法人）：　１０億円以下

ただし、当該違反行為の目的物の価格の５倍が３０００万円又は１０億円を超える場合は大きい方

行政制裁

- ３年以内の、貨物の輸出・技術の提供の禁止
- 輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

法律以外の影響も甚大！

- 組織イメージの悪化
- 社会的制裁
- 株主代表訴訟　など

経済産業省からの違反企業に対する警告

注）違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

大学等による違反事例

原　因		内　容
輸出許可証確認のミス	研究機関A；輸出許可証の期限切れ	海外機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に輸出許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が充分に管理されず、輸出許可の期限切れに気付かないまま技術の提供を継続。
	大学B；輸出許可条件の不履行	海外での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積み戻し後、報告」の条件付きで許可されていた。しかし、提出期限を過ぎても報告を怠り、許可条件違反。
輸出手続き上のミス	研究機関C及び大学D；出荷確認の不備	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、該当品は許可が必要であるため、輸出許可を取得してから出荷するように指示をしていたが、出荷の際の再確認を怠り、大学Dが非該当品と一緒に該当品を誤って梱包したため無許可輸出。
法令適用の判断ミス	大学E；少額特例の利用に当たってのミス	海外での研究のため、フレーミングカメラを輸出しようとしたが、持ち帰る貨物であったため、輸出申告額を10万円と記入し、少額特例を適用して輸出。実際の貨物購入価格は800万円であるため特例には当たらず、無許可輸出。

学内管理における課題

- 規程類の未整備や部署、窓口、人材等の体制等の未整備が大きな割合を占める。
- さらに、こうした体制がある場合でも、教職員への周知不足や手続の不徹底が大きな課題となっている。

■ 学内管理における課題（複数選択、n=278）

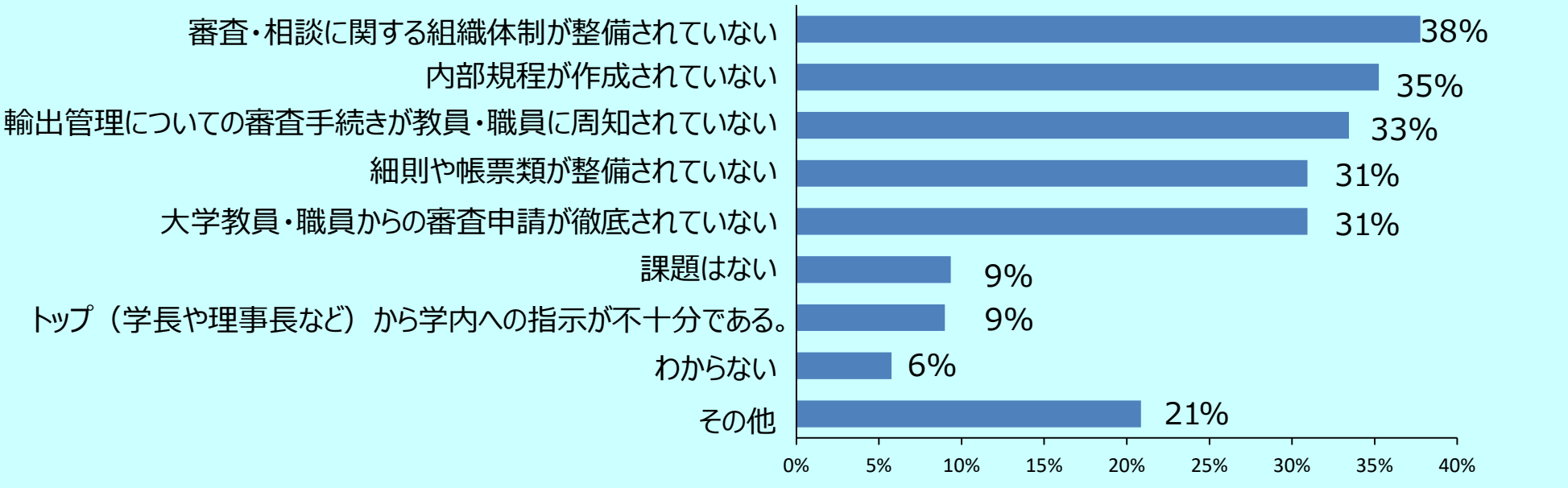

（出典）経済産業省アンケート（令和元年）

違反の原因ー外為法に対する理解不足

通関業者に
何も言われなかった！

ｻﾝﾌﾟﾙOK！

ﾊﾝﾄﾞｷｬﾘｰOK！

メールに図面
添付はOK！

手続きが面倒だ！

自作だから
関係ない！

プログラムの
インストールは
提供行為
でない!

非該当品だ！
※古いリストで判断

積極的な学内・機関内の教育により、教職員の理解促進を図りましょう。

６．大学等に対する経済産業省の取組

大学等における取組強化（概要）

- 平成29年10月に公表した大学向けガイダンスの普及と管理水準向上に向けたツールの提供。
- 文部科学省と連携して、複層的なアプローチを通じて、大学における安全保障貿易管理に関する法令順守及び内部管理を強化。

全体アプローチ

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の普及

- 平成29年10月に公表し、文科省を通じ、全関係大学※の学長宛に通達。平成30年3月に英語版も公表。
- 文科省と共催で、毎年、東京、名古屋、大阪で説明会を実施。

※ 国立大学、理工医歯薬系学科を持つ公立・私立大学（全264大学）

E-Learning・事例集等のコンテンツの作成・公表

- 平成30年5月に経済産業省ホームページで公表。英語版も作成。
- 研究者向けe-learning教材を掲載するAPRIN（公正研究推進協会）向け教材も作成し、平成31年3月末から配信開始。
- 令和元年５月に「ヒヤリハット事例集」「モデル規程マニュアル」を公表。

ネットワークの形成

- 大学の輸出管理担当者による地域ネットワークの設立を促進。平成30年度は新規5件が設立（計11件）。
- 平成30年11月には国立研究開発法人の輸出管理担当者によるネットワークも設立。

個別アプローチ

専門家派遣事業

- 平成30年度は89の大学・研究機関に対し、延べ157件の派遣相談・個別相談を実施。

個別訪問

- 平成28年度以降、経産省職員が140以上の大学等を個別訪問し、理事長、役員等に説明。

大学等向け機微技術管理ガイダンス

- 大学・研究機関における安全保障貿易管理を確実に実施行うため、外為法の概要、管理手順等を示すものとして平成20年に策定（平成22年に改訂）した「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を改訂、内容を抜本拡充し、第三版を平成29年10月公表しました。
- 第三版では、研究者が直面する活動ケースに合わせた管理手法や組織体制を具体的に提示したほか、モデルとなる安全保障輸出管理規程や事前確認シートや審査票等の帳票類の例示を行っています。

＜技術の提供・貨物の輸出の事前確認シートの例＞

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日：　　年　　月　　日

申 請 者：氏名　　所属・職名

連 絡 先：Tel　　E-mail

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の〇日前までに【各大学の手続に沿って設定】、〇〇担当【各大学の輸出管理体制に沿って設定】に提出してください。

1．取引区分・類型

取引区分	□共同研究　□受託研究　□研究成果提供　□学術交流協定　〔秘密保持契約（□あり　□なし）〕 □会議等の出席・参加・主催　□外国出張　□その他（　　）
取引類型	□技術の提供　※該当する提供方法全てにチェック 〔□指導・発表　□意見交換　□電話　□電子メールの送信　□インターネット経由のファイル交換 □共用データベースへの掲載　□書面の送付　□記録媒体の送付　□マニュアル・図面・データ等の供与 □装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供　□その他（　　）〕 □貨物の輸出　※該当する輸出内容にチェック 〔□試料・サンプルの送付　□装置等の送付〔□自作品　□改造品　□購入品〕　□その他（　　）〕

2．相手先の情報

契約先	名称（英字）：		
	所在地：		
需要者・利用者	名称（英字）：		
	所在地：		
仕向地（国名）			
取引経路	→	→	
契約予定	年　月　日	取引予定期間	年　月　日～　年　月　日

＜審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）の例＞

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れ用）

作成年月日：　　年　　月　　日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者

1．外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	□ホワイト国　□国連武器禁輸国・地域　□懸念国　□その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定（1～15項）	外為令別表：　項　号（貨物等省令：　条　項　号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全て記入。 □該当　□非該当　□不明・疑義　□公知　□基礎科学　□その他規制対象外	
	上記判断の根拠　※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究目的・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先（知っていれば記入）	名称（英字）	※HPアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途（留学生等の場合、卒業後の予定／希望勤務先での用途）（知っていれば記入）	内容（　　） □大量破壊兵器等関連　□通常兵器関連　□軍関連　□不明・疑義　□その他	
	資料：□有（　　）　□無	
客観要件	Ⅰ．大量破壊兵器キャッチオール規制：　受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ③ ①②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制：　受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシート「はい」が一つでもあ　□はい　□いい	

ヒヤリハット事例集

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」（平成２９年１０月）の補助資料として、輸出管理の現場において、法令違反になりかねなかった事例とその際に行った対処（ヒヤリハット事例）をとりまとめました。
  （https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.htmlにて公表）
- ヒヤリハット事例を学び、研究者はこうした事例を起こさないよう注意する必要が、大学・研究機関はこれらの事例の対処を学ぶとともに、こうした事例が発生しないよう、対応すべき事象の解消に不断に取り組んでいく必要があります。

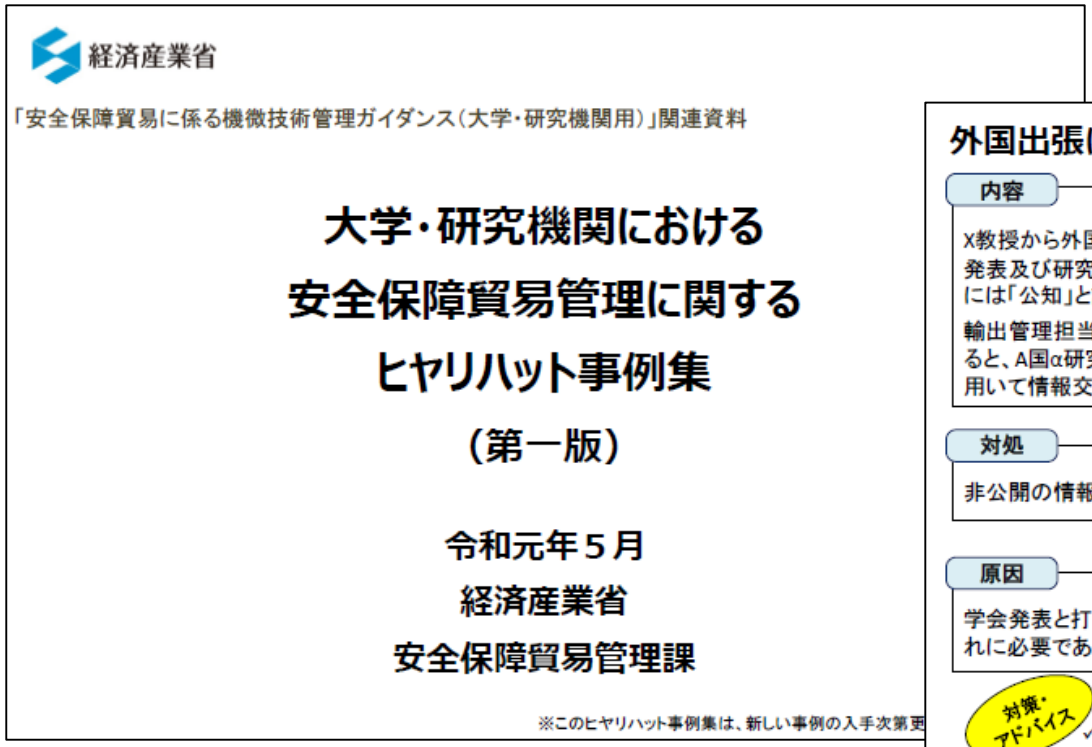

【イメージ】

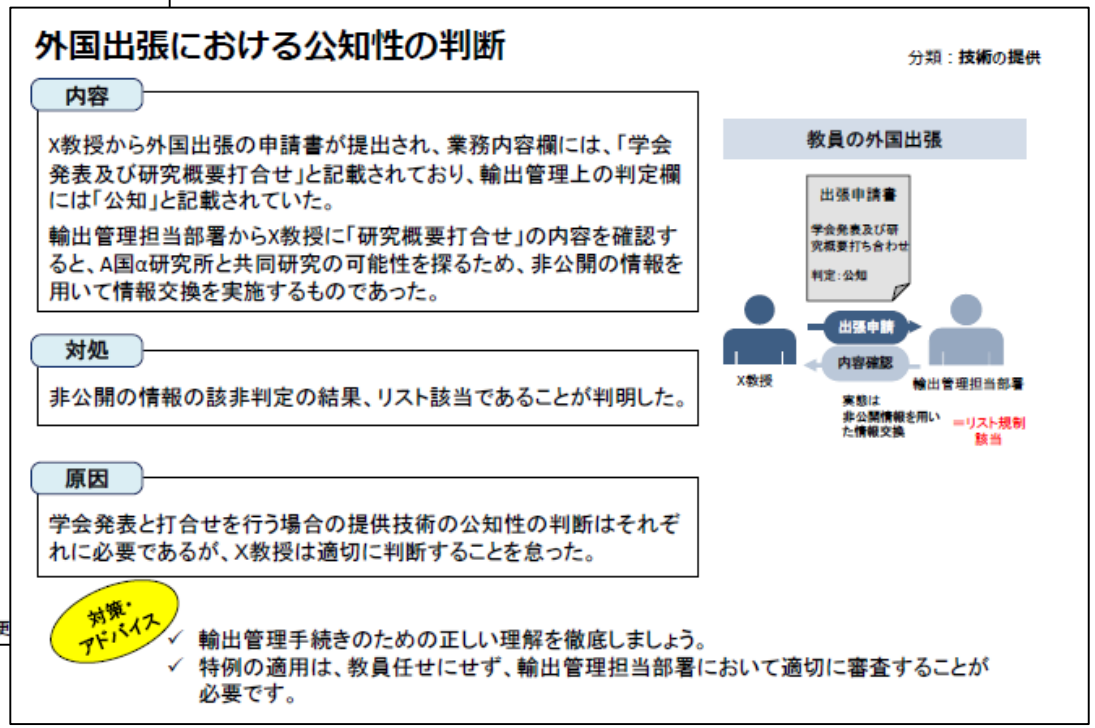

モデル規程マニュアル

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」（平成２９年１０月）の補助資料として、ガイダンスに記載されている「Ⅸ.規程・帳票の例」について、条文や文書例毎にその趣旨について説明するマニュアルを作成しました。
  （https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.htmlにて公表）
- 初めて規程を作成する場合や古くなった規程の見直しを検討している大学・研究機関にあっては、条文や文書の趣旨を理解し、組織内の規程の充実に取り組んで下さい。

【イメージ】

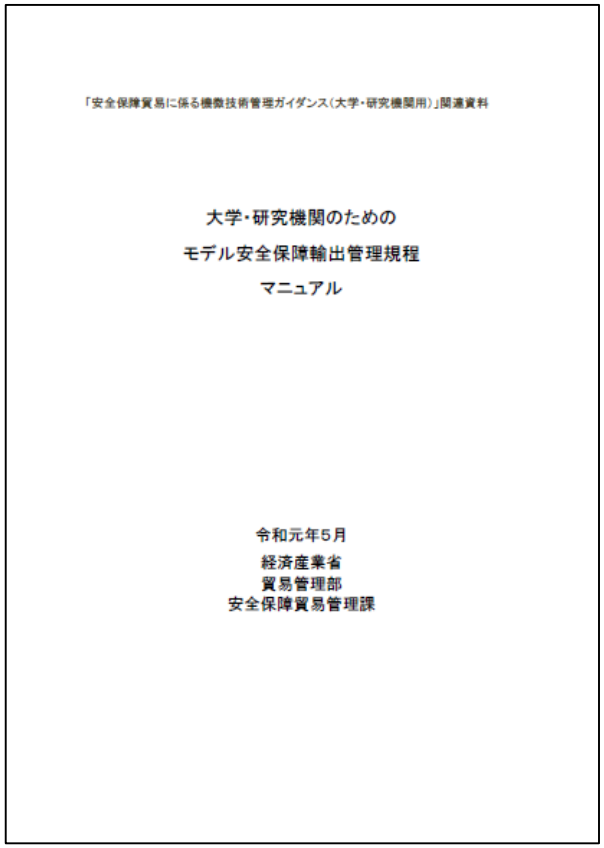

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」関連資料

大学・研究機関のための
モデル安全保障輸出管理規程
マニュアル

令和元年５月
経済産業省
貿易管理部
安全保障貿易管理課

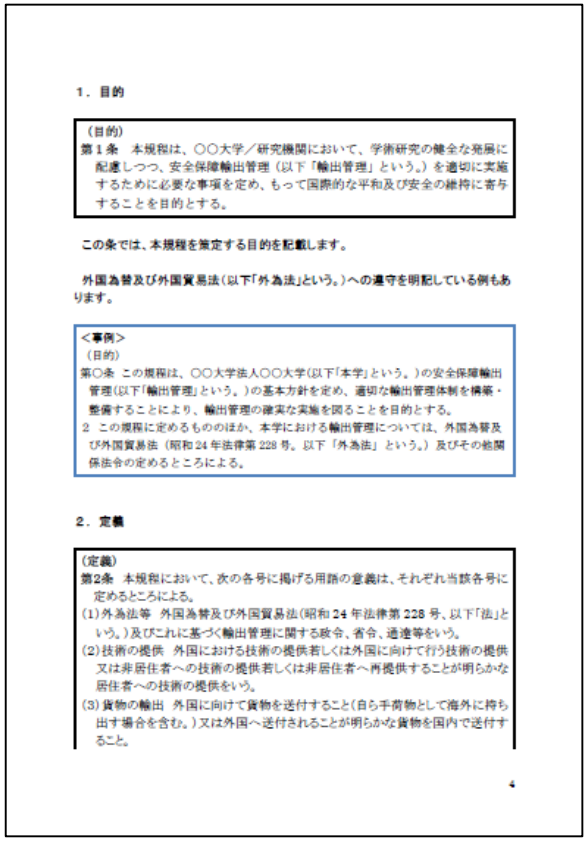

１．目的

（目的）
第１条　本規程は、○○大学／研究機関において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

この条では、本規程を策定する目的を記載します。

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）への違守を明記している例もあります。

＜事例＞
（目的）
第○条　この規程は、○○大学法人○○大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図ることを目的とする。
２　この規程に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

２．定義

（定義）
第2条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
(2)技術の提供　外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
(3)貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。

4

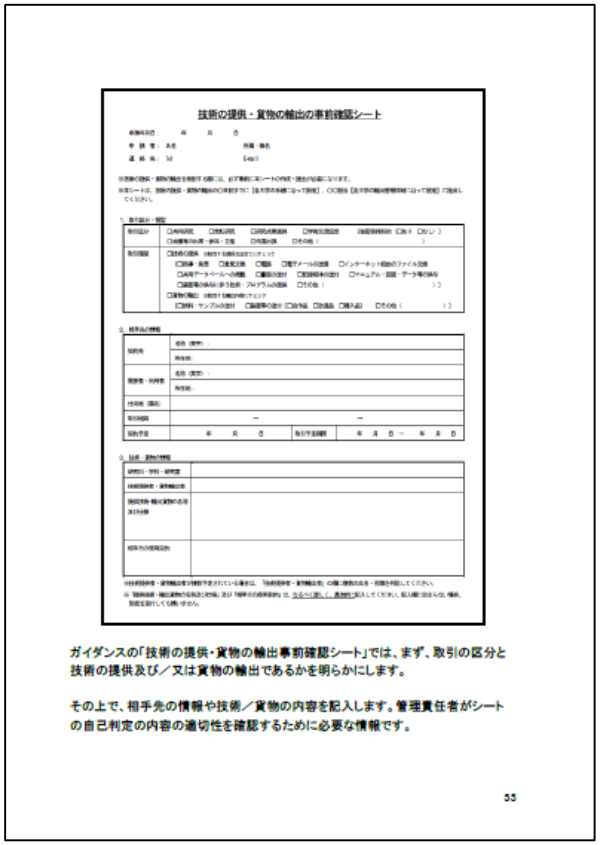

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

ガイダンスの「技術の提供・貨物の輸出事前確認シート」では、まず、取引の区分と技術の提供及び／又は貨物の輸出であるかを明らかにします。

その上で、相手先の情報や技術／貨物の内容を記入します。管理責任者がシートの自己判定の内容の適切性を確認するために必要な情報です。

55

大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

- 「大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング」を経済産業省安全保障貿易管理HPの大学・研究機関のページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html）に公開しました。
- ①「安全保障貿易管理の必要性」、②「安全保障貿易管理の制度概要」、③「個別ケースでの留意事項：前編（日常の研究活動の中で）」、④「個別ケースでの留意事項：後編（外国人留学生・研究者受入れ、共同研究）」、⑤「該非判定時の合体マトリクス表の使い方」の5つのテーマで日本語・英語で動画による学習ができます（英語版は①～④のみ）。また、日本語版はクイズによる学習も用意しています。
- 大学・研究機関において教職員への周知・教育のためのツールとして、積極的にご活用ください。

【学習動画】

【クイズ】

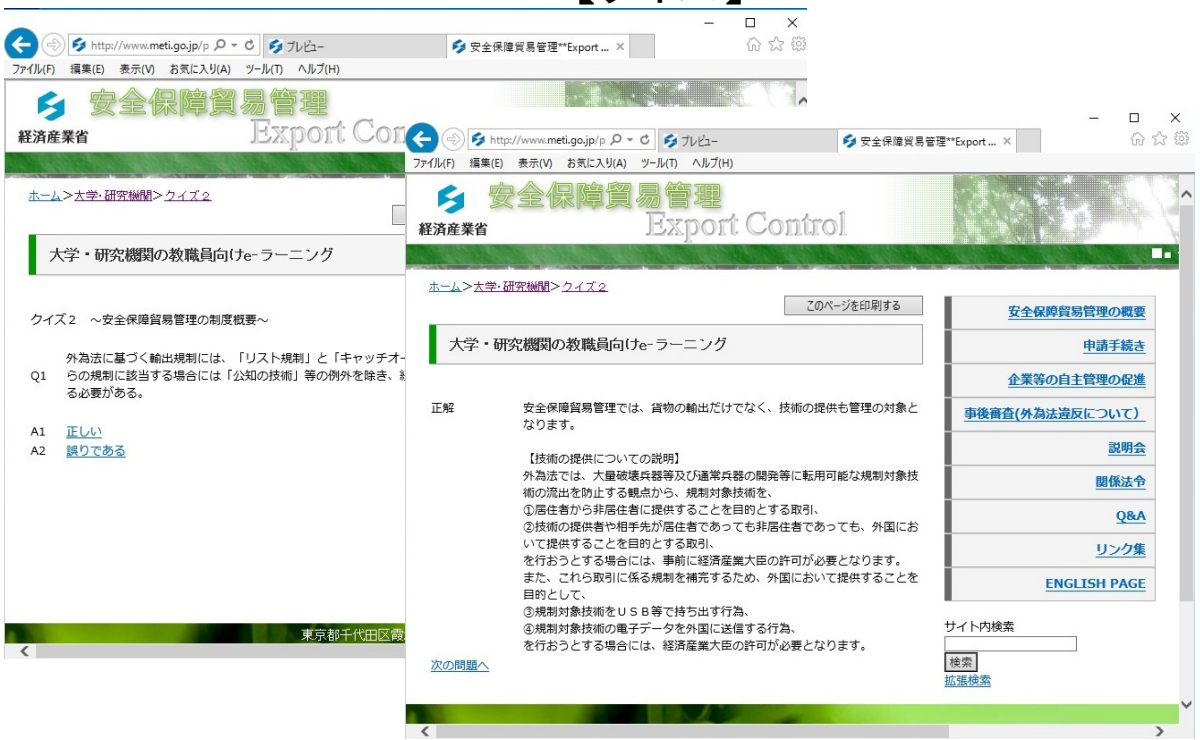

研究者向けｅラーニング

- eラーニング教材「大学等における安全保障輸出管理」がAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）（https://edu.aprin.or.jp/）※で配信開始されました（経済産業省委託事業により作成）。
- 個々の研究者が理解しておくべき規制の概要やどのような場面で管理を行う必要があるかを学ぶためのテキスト教材とテストで構成されています。
- eAPRINは受講管理や修了証の発行が可能です。各研究者の基礎知識を確保し、組織の安全保障貿易管理が着実に実施されることが期待できます。積極的に活用ください。

令和元年9月末より
英語版も配信開始

【教材選択画面イメージ】

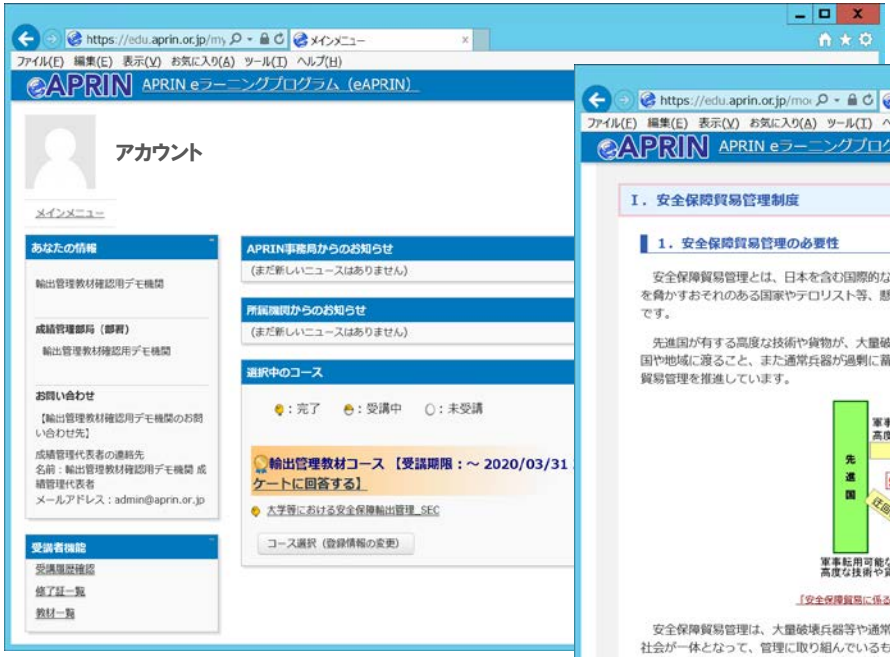

【テキスト教材イメージ】

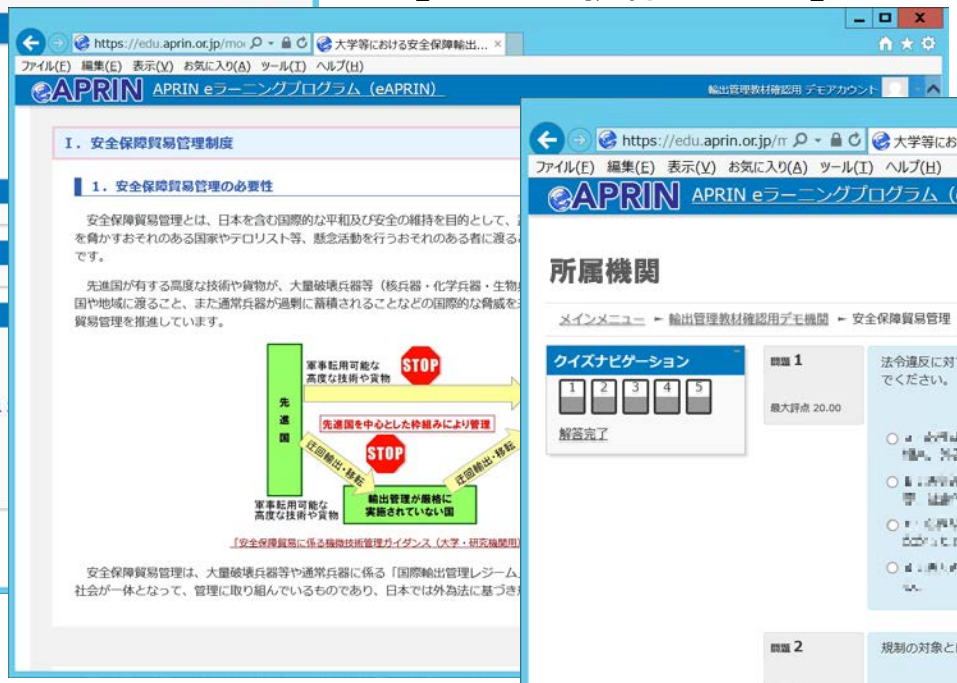

【テスト画面イメージ】

※eAPRINは、一般財団法人公正研究推進協会によって運営されているeラーニングプログラムであり、科学技術振興機構や日本医療研究開発機構の研究開発事業に参画する際の研修ツールとして利用されています。なお、受講には法人や個人で会員になる必要があります。

地域ネットワークの形成

- 大学の輸出管理担当者を対象とした情報交換、スキルアップを目指すことを目的とし、全員参加型で意見交換等を行う大学間のネットワークが地域毎に形成されている。

東海地区大学輸出管理担当者ネットワーク
発足：２０１８年５月
参加大学：１１大学

北海道地区大学等安全保障貿易管理ネットワーク
発足：２０１９年４月
参加大学：１０大学等

近畿地区大学輸出管理担当者ネットワーク
発足：２０１６年１２月
参加大学：３６大学等

東北地域大学輸出管理ネットワーク会議
発足：２０１７年１２月
参加大学：２１大学

中国地域大学等輸出管理ネットワーク
発足：２０１８年９月
参加大学：２９大学等

関東（北部）エリア安全保障貿易管理ネットワーク
発足：２０１９年６月
参加大学：４大学

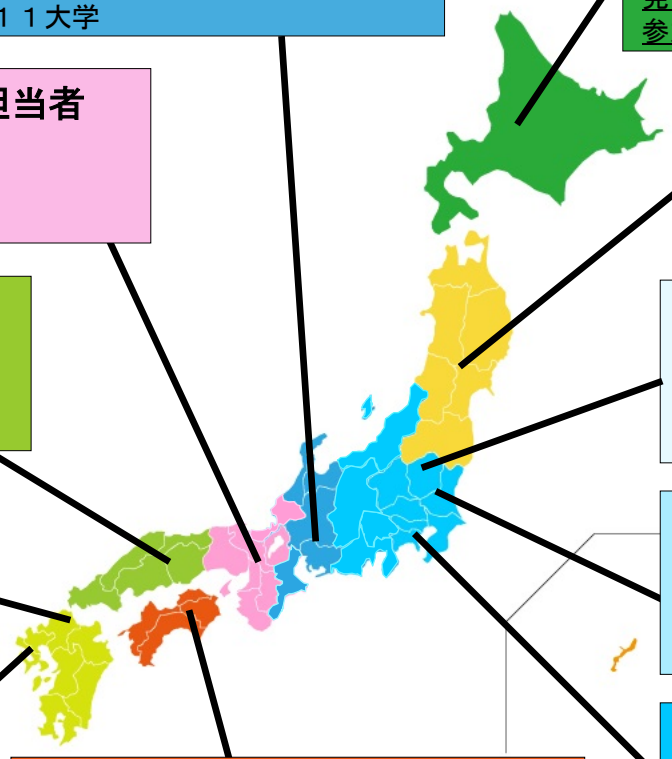

九州地域大学輸出管理実務者ネットワーク
発足：２０１０年１２月
参加大学：約３０大学

首都圏南部地域大学輸出管理担当者ネットワーク
発足：２０１８年６月
参加大学：９大学

長崎県内大学等安全保障貿易管理に係る勉強会
発足：２０１９年１月
参加大学：１４大学等

四国地区大学安全保障輸出管理ネットワーク
発足：２０１３年９月
参加大学：１４大学等

かながわ地区大学の輸出管理担当者勉強会
発足：２０１６年９月
参加大学：１１大学

アドバイザー派遣事業

- 輸出管理体制未構築の大学や研究機関（大学等）及び体制を構築したものの、運用が十分でない大学等に対し、大学等の輸出管理について経験や知見を持つ約２０名のアドバイザーにより、依頼に基づいた派遣相談及び個別相談会開催による個別相談を通じた支援を行っています。

平成31年度 安全保障貿易自主管理促進事業

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

大学・研究機関における安全保障貿易管理体制の
運用改善・構築を支援するための

アドバイザー派遣事業のご案内

事業の目的

なぜ今、安全保障貿易管理が重要なのか？

国際的な学術交流が進展し、共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、大学や研究機関が保有する機微技術の流出の懸念が高まっています。
このため、**安全保障貿易管理への厳格な取組みが必要**となっています。

アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の**着実な実施**及び**構築を支援**するための**アドバイザー派遣事業**を昨年度に引き続き実施します。
アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。**支援費用は発生しません。**

（経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託）

安全保障貿易管理・運用上の課題解決や管理事案の相談について支援します

内部管理規程の策定など体制構築を支援します

お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み・事業に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局
Tel ：**03-5877-7372** （受付時間 10：00～16：00）
Email ：**export_control@nri.co.jp**
担当 ：河原、芦田、霜越（しもこし）、志村
期間 ：2019年4月1日～2020年3月31日

安全保障貿易管理制度概要に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel ：**03-3501-2800**
Email ：**qqfcbh@meti.go.jp**

公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する各種資料、新着情報などを掲載しています
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/

平成31年度 安全保障貿易自主管理促進事業

経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

管理体制の運用改善・構築におけるアドバイザーの役割

管理体制の運用改善・構築の実施項目や検討内容は、それぞれの大学等により様々です。
以下は、その一例です。
派遣するアドバイザーは、大学等の検討・運用状況に応じた支援・助言を行います。
支援・助言は、**大学等への実際の訪問**の他、**電話・メール等でも実施**します。

大学等における実施検討項目例	アドバイザーによる支援内容例
個別の取引の管理方法を相談したい	大学等の体制に即して助言します
学内への周知を進めたい	学内説明会資料の作成を支援します
幹部・教職員の理解を得たい	説明会における説明支援を行います
現在の管理体制を改善したい	体制改善のための対応を行います（課題聞き取り、助言等）
新たに管理体制を構築したい	管理体制の構築を支援します（内部管理規程案の確認等）

アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声

本学の状況をご理解いただいたうえで、規程の修正に向けて大変丁寧にご指導いただきました。

学内説明会で「大学における安全保障輸出管理」について講演いただき、**教職員の意識向上**につながりました。

実施状況のモニタリングや関連会議出席のために何度もお越しいただき、**手厚くサポート**をくださり、とてもありがたいです。

色々な事例をご紹介いただき、非常に参考になりました。

体制構築・規程作成に向け、段階的に目標を設定していただき、**計画的に進める**ことができました。

個別案件にて、必要書類の準備など**実務レベルでの対応方法をご助言**いただき、輸出管理の運用改善が進みました。

経済産業省　安全保障貿易管理ホームページ

安全保障貿易管理HP：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

大学・研究機関のページ

経済産業省

安全保障貿易管理
Export Control

サイトマップ　用語の手引き　Engl

ホーム＞大学・研究機関

このページを印刷する

目次

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版（平成29年10月公表）
- アドバイザー派遣事業のご案内（大学・研究機関向け）
- 大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング
- 「大学・研究機関向け説明会」開催のご案内
- 過去の「大学・研究機関向け説明会」の資料
- 安全保障貿易管理に関するリーフレット・ポスター
- 大学・研究機関向けQ＆A
- 参考

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版（平成２９年１０月公表）

大学・研究機関における機微技術の管理を推進するため、「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を公表しています。
第三版（平成29年10月公表）では、平成29年度外為法一部改正や先進的な大学の取組例も踏まえ、
個別ケースの確認手続や組織体制の整備・運用など、どのような取組が必須となり／推奨されるかを整理し、
内部規程や各種帳票の例を示すなど、各大学・研究機関で必要な手続が確実に実施されるようガイダンスを改訂しています。

名称	最終改正日	ダウンロード
安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版	平成29年10月	

安全保障貿易管理の概要
申請手続き
企業等の自主管理の促進
事後審査(外為法違反について)
説明会
関係法令
Q&A
リンク集
ENGLISH PAGE

サイト内検索
検索
拡張検索

・ポスター

先生！その大事な研究が
大量破壊兵器などに使われないためにも
あなたの意識と行動が重要です。

大学・研究機関のページ：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html

リーフレット・ポスター

- 経済産業省　安全保障貿易管理HPの大学・研究機関のページ（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html）に安全保障貿易管理に関するリーフレット４種類・ポスター１種類を掲載しています。
- 電子データ（PDF）を掲載しておりますので、印刷してご利用いただくことが可能です。
- 送付のご要望等ありましたら、資料送付依頼書に必要事項を記入の上ご依頼ください。なお、部数によっては在庫状況により対応出来ない場合があります。

＜リーフレットの例＞

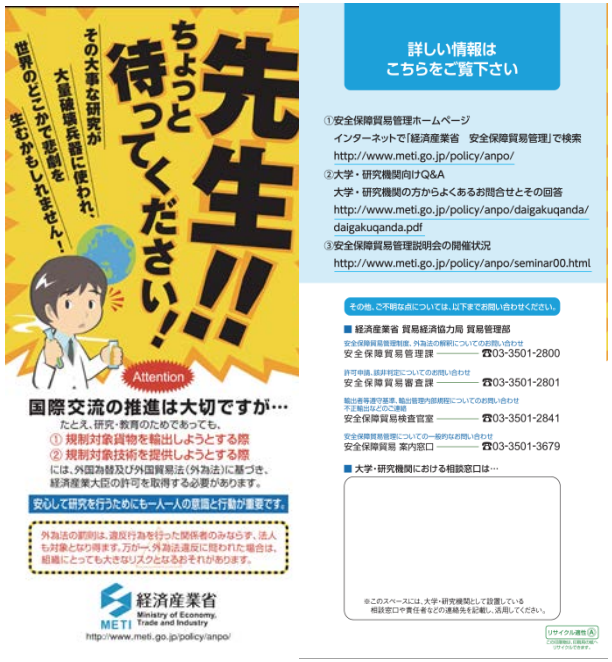

＜ポスター＞

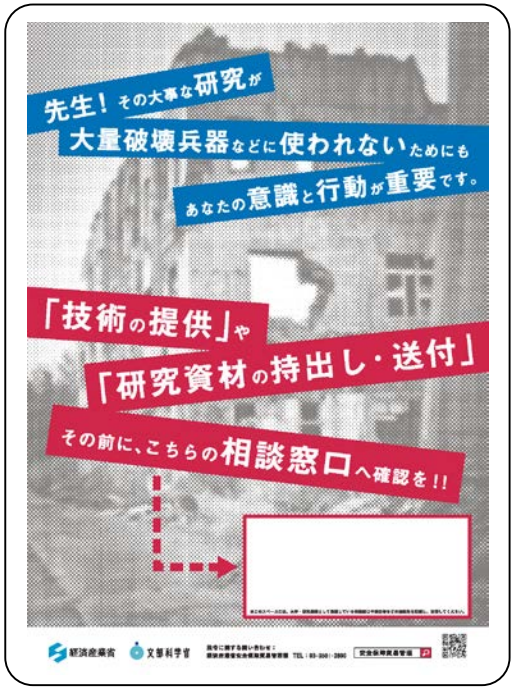

大学・研究機関向けQ&A

- 経済産業省では、HPにてQ&A（計31問）を公表し、大学・研究機関でのルール及び運用等を明確化している。

＜例＞

■ 国内に設置されたスパコンに対して、
海外からリモートアクセスさせる場合の取扱い → Q8

■ 大学等が実施するオンライン講座の取扱い → Q10

■ 学会発表（質疑応答を含む）の取扱い → Q11

■ 留学生等にリスト規制該当貨物の操作方法を教える場合の取扱い
→ Q7

■ 留学生等に対する講義や実習の取扱い → Q9

■ 入国後6ヶ月以上経過した留学生に対する技術提供の取扱い
→ Q19

６．米国における動き

米国の輸出規制強化（ECRA）

- 米国は、AI、量子技術など**エマージング・基盤技術（emerging and foundational technologies）の輸出管理を強化**する方向。予め規制対象候補となる技術分野を公表し、パブリックコメント等を経て、**規制内容が確定すれば、それは投資管理にも反映される予定。**
- 米は日欧に協調を求めてくる見込み。**製品化前の研究段階の技術**も広範に規制される可能性あり。

【米国のエマージング・基盤技術規制に向けてのアクション】

エマージング・基盤技術の特定

- 現在、**商務省**を中心に、エマージング・基盤技術を**特定する作業を実施中**。

⇒**エマージング技術**について、2018年11月19日から2019年1月10日の期間、**産業界等からの意見を求めるため**のパブリックコメントを実施。

⇒**基盤技術**について、近いうちに、同様のパブリックコメントが実施される見込み。

輸出管理の適用

- **米国が独自に規制**を実施(商務省)
- 並行して、**国際輸出管理レジームへの提案**(国務省)

投資管理(CFIUS)の適用

- 輸出規制の対象となったエマージング・基盤技術は、**CFIUSの審査対象へ**。

【要求事項】※2019年国防授権法SEC.1758(a)

- 米国の国家安全保障に不可欠(essential to the national security)な技術であること。
- 他の規定により規制対象となる機微技術(critical technologies)ではないこと。
- 政府部内だけでなく、一般に入手可能な情報を含む複数の情報ソースに基づくこと。
- 外国における開発状況（foreign availability）を考慮すること。
- 米国内における開発への影響を考慮すること。
- 外国への技術の拡散を制限するとの観点から効果的であること。
- 多国間輸出管理レジームの規制リストへの追加を提案すること。

エマージング技術特定に係る意見募集

- 2018年11月19日、商務省及び関係省庁が、エマージング技術の特定作業の一環として、米国の安全保障と産業競争力の両立を目的に、産業界等のステークホルダーから、14の技術分野について、以下の7つの観点に関する意見を募集。

※EAR §734.8に記載される基礎研究に関する技術等は引き続き管理対象外。

■実施期間

- **2018年11月19日から2019年1月10日まで実施**。

※基盤技術については、別途パブリックコメントが行われる

■14の技術分野

(1) バイオテクノロジー
(2) ＡＩ・機械学習
(3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing)
(4) マイクロプロセッサー
(5) 先進コンピューティング
(6) データ分析
(7) 量子情報・量子センシング技術
(8) 補給関連技術
(9) 付加製造技術(3Dプリンタ等)
(10) ロボティクス
(11) ブレインコンピュータインターフェース
(12) 極超音速
(13) 先端材料
(14) 先進セキュリティ技術(advanced surveillance)

■7つの観点

① 将来的に技術の特定を容易にするため、如何にエマージング技術を定義するか
② 上記技術分野について、米国の安全保障にとって重要となる技術を特定するクライテリア
③ それら技術を特定する情報源
④ 米国の国家安全保障にとって重要なエマージング技術を特定するのに調査すべきその他の技術分野
⑤ これら技術の米国内及び他国における開発状況
⑥ 特定のエマージング技術の管理が米国の技術リーダーシップにもたらす影響
⑦ 米国の国家安全保障にとって重要なエマージング技術を特定するその他のアプローチ
(e.g. 技術の発展や成熟の度合い)

米国の措置　外国政府の人材獲得プログラム等への管理強化

- 2019年６月、米エネルギー省(DOE)は、DOE職員及び契約事業者職員を対象に、DOEが指定する外国政府の人材獲得プログラムへの参加を禁止する新たな規則（DOE　O 486.1)を公表。

（参考）2018年8月、米国立衛生研究所(NIH)は、NIHから研究資金の受給研究機関に対し、外国政府・機関からの資金支援等について報告するよう要請する長官名の書簡を発出。NIHによる内部調査やFBIによる調査を強く示唆する内容。

外国政府人材獲得プログラムに関する規則

（2019年6月7日、DOE O 486.1）

- ■ DOE所属連邦職員、契約事業者職員を対象。
- ■ DOEが指定する外国政府の人材獲得プログラム（未指定）への参加を禁止。
- ■ 全ての外国政府の人材獲得プログラムへの参加について、参加検討の前段階での届出、参加中の場合は30日以内の書面による報告（直属の上司及びDAEO*）を義務づけ。DAEOが不適切と判断した場合は、当該職員は参加検討をしてはならず、また参加中のプログラムから30日以内に脱退しなければならない。

*Designated Agency Ethics Official (指定機関倫理職員)

元DOE研究員の虚偽申告事案

（2019年5月22日起訴）

- ■ DOE傘下のロス・アラモス研究所の元研究員を３件の罪状で起訴。
- ■ 具体的には、所内の就業状況報告において、ロス・アラモス研究所の対諜報活動担当官、国家身元調査局調査官に対し、外国政府の人材獲得プログラムからの勧誘・参加に関し、虚偽の説明を行ったとするもの。

おわりに

- 我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。
- 機微技術は、一度流出すれば取り返すことができません。
- 内部管理体制を構築し、教授の個人的な判断ではなく、責任者による確認を行い、組織として管理を行うことが必要です。
- 輸出管理に対する間違った思い込みをなくすため、効果的な管理を行うために、学内教育を積極的に行うことが重要です。

その他（参考）

- 許可審査、申請　等
- 規制対象技術の内容（種類）
- 用途確認・相手先確認　等の手続
- 管理手続フロー図
- 管理体制と役割分担の例

貨物輸出・技術提供許可の審査の流れ

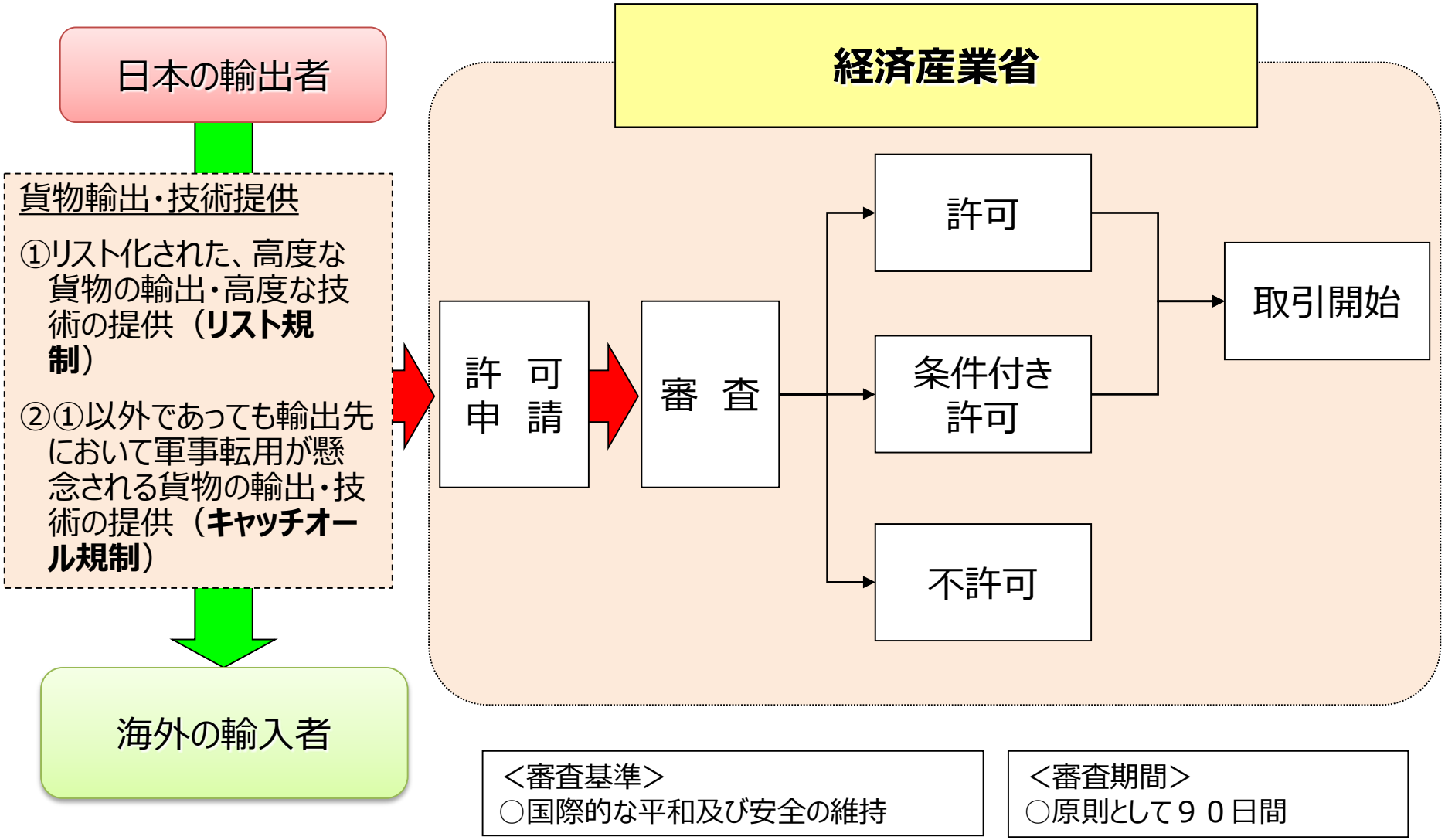

（参考）許可にかかる審査の視点

- 貨物輸出、技術提供にかかる審査は、以下の4つの観点から実施。

①貨物・技術が需要者に到達することの確実性

- 契約は需要者までつながっているか。
- 輸送経路は不自然ではないか。

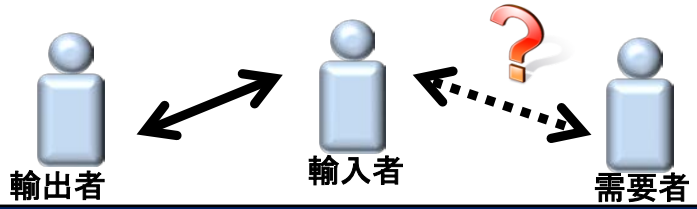

②需要者が貨物・技術を使用することの確実性

- 需要者の事業内容と貨物の用途は整合しているか。
- 貨物の数量は妥当か。

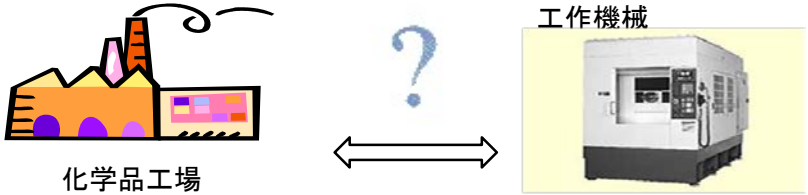

③貨物・技術が懸念用途に使用されないことの確実性

- 需要者は軍事品を取り扱っていないか。
- 需要者は軍事産業と関連していないか。

軍事関連企業

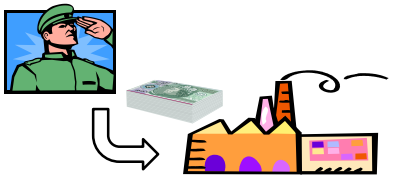
軍からの資金提供

④貨物・技術が適正に管理されることの確実性

- 貨物の使用場所（工場等）は確定しているか。
- 貨物の管理方法は適切か。

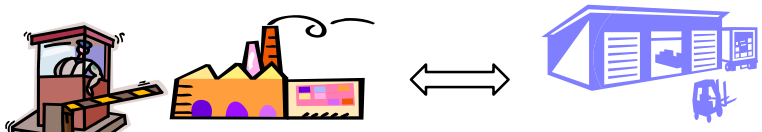
部外者の進入の制限

適正な保管場所の確保

輸出等の許可申請（申請方法）

- 規制に該当する貨物の輸出や技術の提供を行う際には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要があります。また、経済産業大臣からインフォームを受けた場合も許可を取得する必要があります。
- 必要な書類を準備した上で、窓口（経済産業省本省または地方経済産業局・通商事務所）もしくは電子申請にて許可申請を行います。

【申請方法】

① 窓口への書類持参

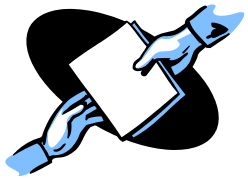

② 窓口宛てに郵送

③ 電子申請（NACCS貿易管理サブシステム）

NACCS貿易管理サブシステムは、外為法に基づく、輸出入許可・承認等の申請から税関への通関申告の際の輸出入許可・承認証等の裏書き処理に至る輸出入手続を電子化したシステムです。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html

輸出等の許可申請（申請窓口と提出書類）

- 輸出等しようとする貨物・技術の該当項番と仕向地によって申請窓口が異なります。
- 安全保障貿易管理HPの「個別許可申請」ページ
  （https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply10.html）の「申請書類」を確認します。

✓ 提出書類（Ａ～Ｆ）をクリックすると、それぞれ必要となる資料が表示。
✓ 申請窓口をクリックすると担当部署が表示。

該当項番と**仕向地**によって、
①経済産業省（本省）
　安全保障貿易審査課
②各地の経済産業局又は
　通商事務所
のいずれかが申請窓口。

申請書類・窓口一覧（貨物）

輸出令別表第1の該当項番		仕向地	提出書類	申請窓口
３項(2) (3)	３項（２）（３） 全ての貨物	い地域①	Ａ	経済産業局
		り地域		
		は地域①	Ｂ１	経済産業局
		に地域①	Ｄ５	本省
３の２項	３の２項	い地域①	Ａ	経済産業局
		り地域		
		は地域①	Ｂ１	経済産業局

輸出等の許可申請（事前相談）

- 許可申請にあたっては、質問や事前相談をすることも可能です。
- 相談の際には、事前に大学・研究機関において「リスト規制」、「キャッチオール規制」の判定を明確にし、技術内容等についての具体的な資料をご準備ください。

✓ 「リスト規制」については、該当する規制リスト項目、貨物・技術に関する説明資料等

✓ 「キャッチオール規制」については、仕向地、用途や需要者がわかる資料、（懸念がある場合は）懸念内容を確認できる書類等

をご準備の上、ご相談ください。

【問合せ先】

➢ リスト規制、キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈（該非判定、申請手続等）に関する質問

経済産業省（本省）安全保障貿易審査課　TEL: 03-3501-2801

➢ 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈に関する質問

経済産業省（本省）安全保障貿易管理課　TEL: 03-3501-2800

規制対象技術の内容（種類）

輸出貿易管理令別表第1に該当貨物に**係る技術**が規制対象

設計

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト　等

製造

すべての製造過程

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証　等

使用

設計、製造以外の段階

操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあっては、設計、製造以外の段階

ポイント　**貨物等省令では「必要な技術」に限定されている場合がある**

必要な技術 → 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注意　非該当貨物の製造に適用される場合でも規制されることがある。

用途確認・相手先確認

- 許可申請は、①リスト規制に該当する場合及び②大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等のために用いられるおそれについて、用途・相手先の確認で「おそれあり」と確認された場合や、③経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合（②③はキャッチオール規制）に行い、経済産業大臣の許可を取得する必要があります。
- 用途・需要者の確認には、「「用途」チェックシート」、「「需要者」チェックシート」、「明らかガイドラインシート」等を活用することが推奨されます。

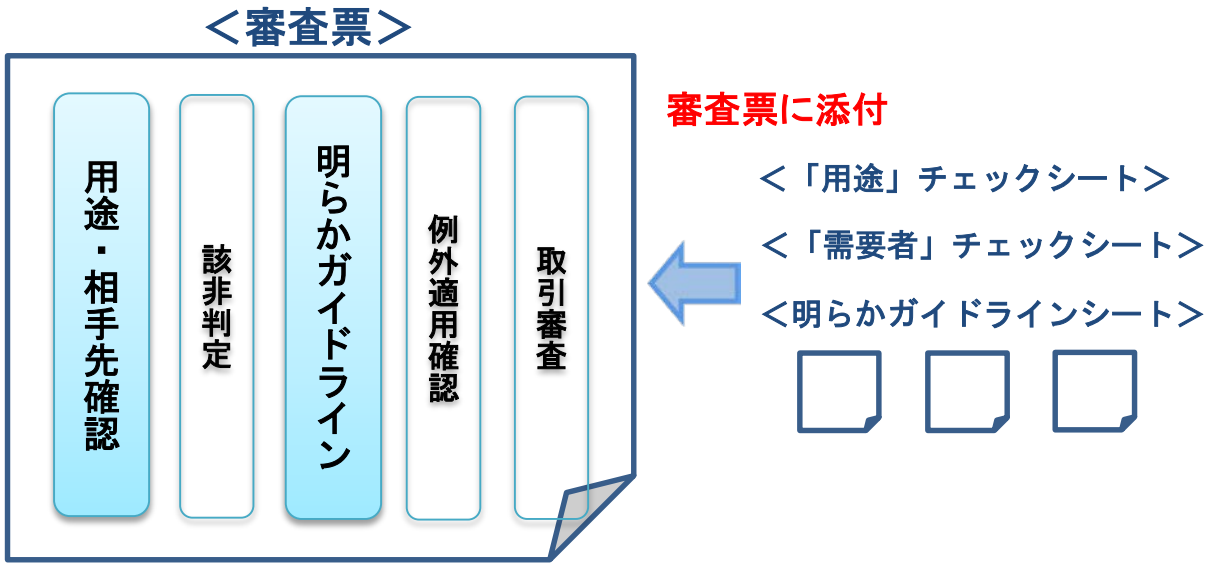

【確認事項】

- 用途が兵器開発等に用いる又は用いられるおそれはないか
- 需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか、現在・過去に大量破壊兵器開発等を行った情報があるか
- 技術・貨物等の用途や量等が通常要求されるものであるか

等

該非判定

- 提供する技術や輸出する貨物がリスト規制に該当するか、技術・貨物の具体的なスペックと最新の政省令の規定を比較して確認します。
- 提供技術や輸出貨物の具体的内容を確定し、教職員や技術に詳しい者が行います。ダブルチェックを行うことが有用です。
- 複数の項番に該当する場合や部分品や付属品にも注意が必要です。

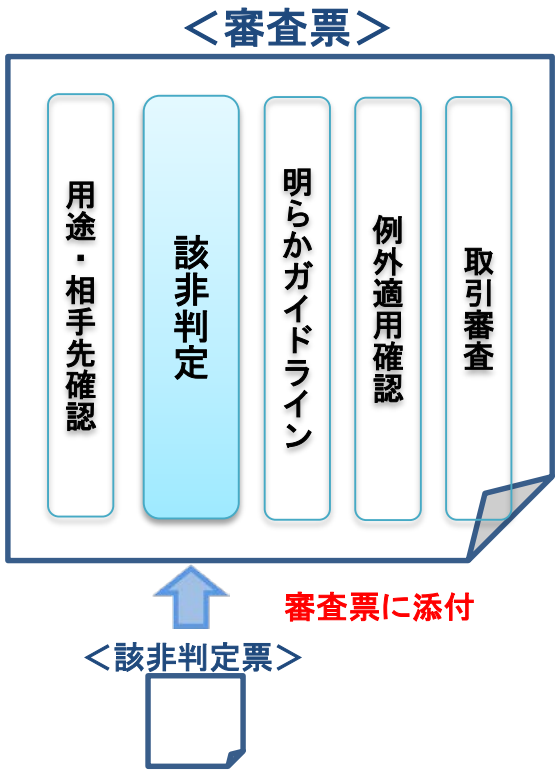

＜貨物・技術の合体マトリクス表＞

URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

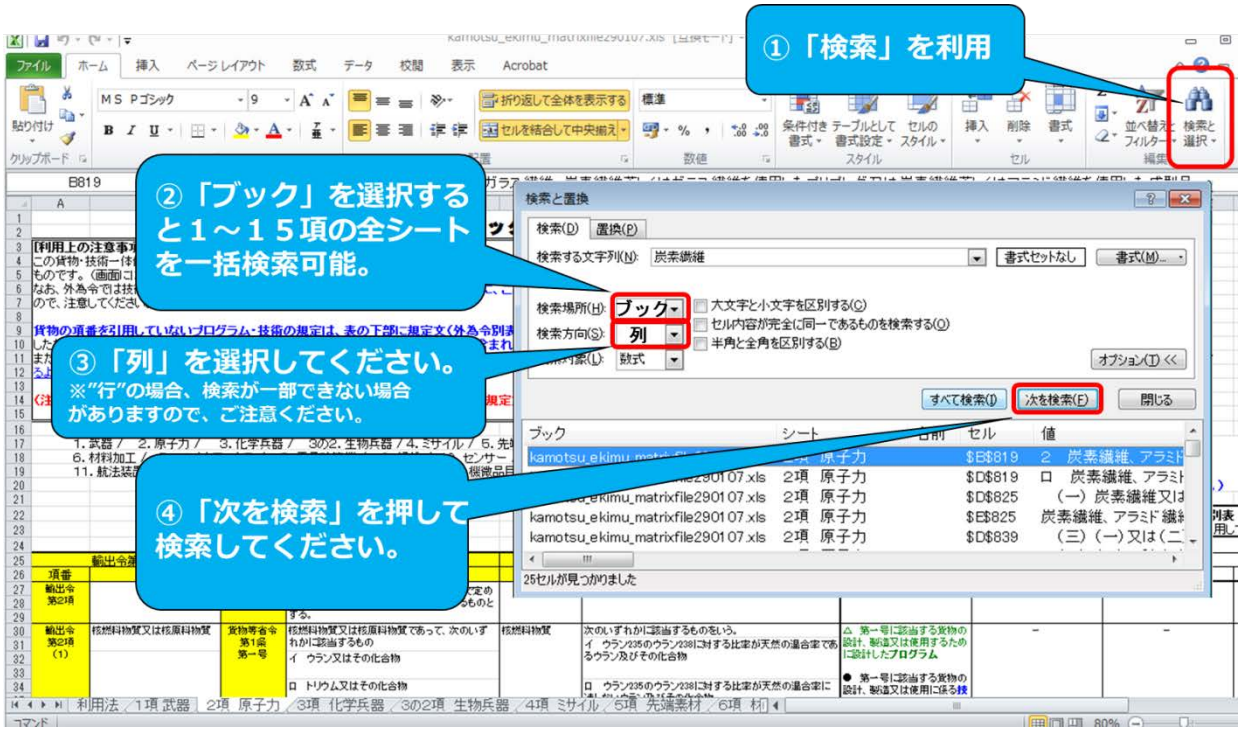

例外適用確認

- 技術の提供の場合、例外規定が適用できる場合には、許可を取得する必要はありません。
- 技術の提供に関する主な特例に、①公知の技術を提供する取引や②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引があります。
- 例外適用出来ない場合について正しく理解する必要があります。

＜審査票＞

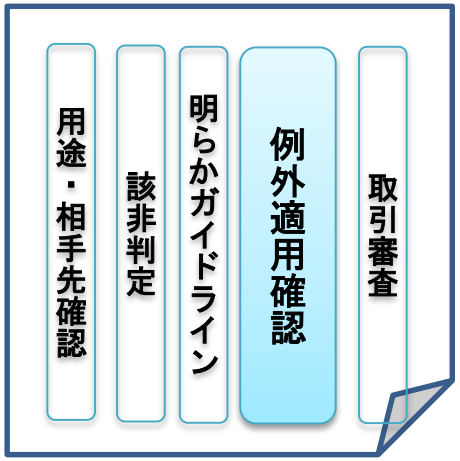

公知の技術

○ 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの

－　新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

－　学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

－　工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

－　ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

－　学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

基礎科学分野の研究活動

「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」をいいます。

○ 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引

○ 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引

○ プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理等のための必要最小限のものの取引

○ コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引

○ あらかじめ利用者を特定した上で外為法第25条第1項の許可を取得した者から技術の提供を受けた者が行う、利用者に対する対外取引

○ 以上のような取引（具体的には、貿易外省令第9条第2項各号）に伴って行われる技術の持ち出し　等

（参考）安全保障貿易管理手続きフロー＜貨物の輸出＞

教職員　部局責任者　管理責任者　統括責任者

《貨物の輸出》

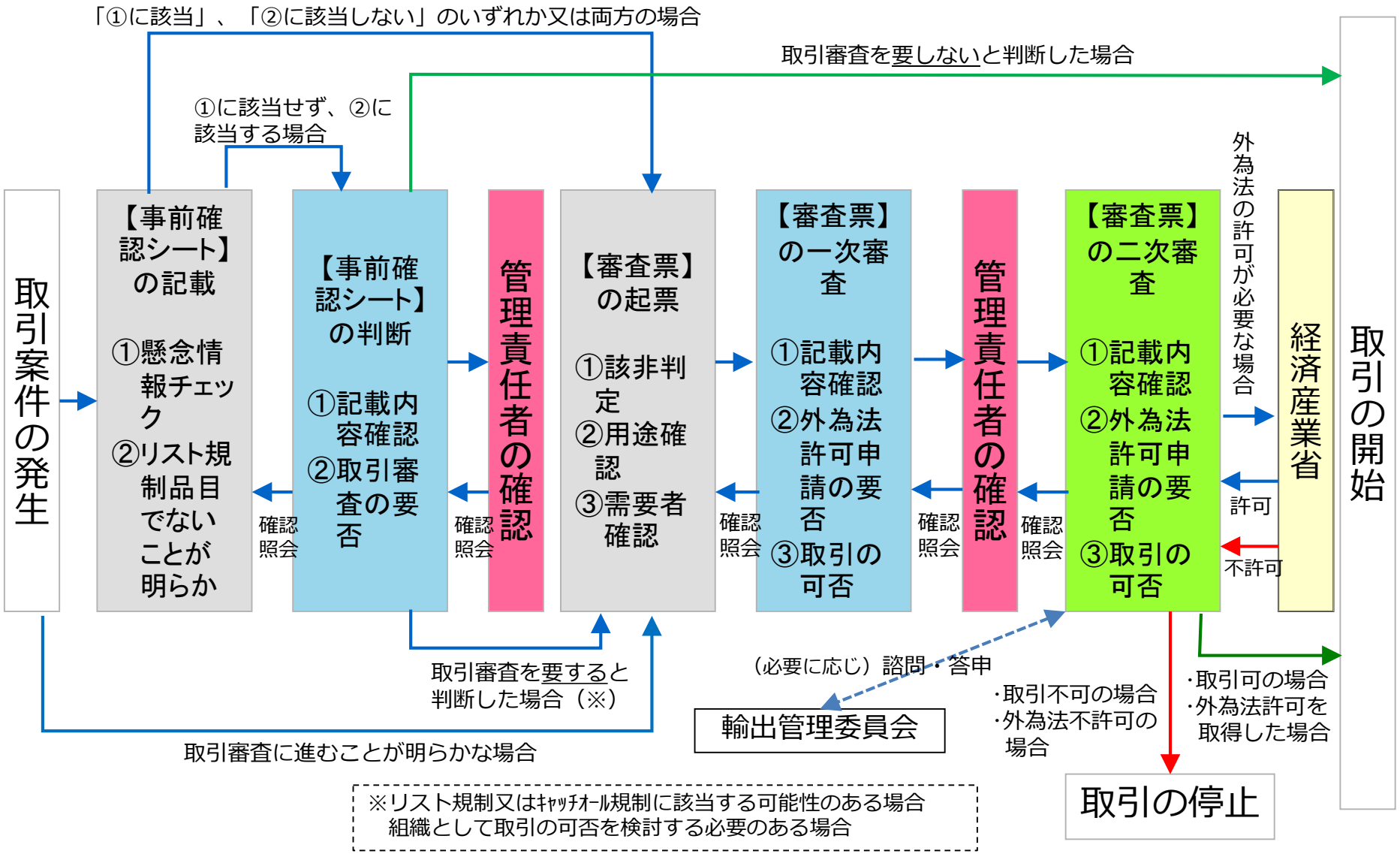

（参考）安全保障貿易管理手続きフロー＜技術の提供＞

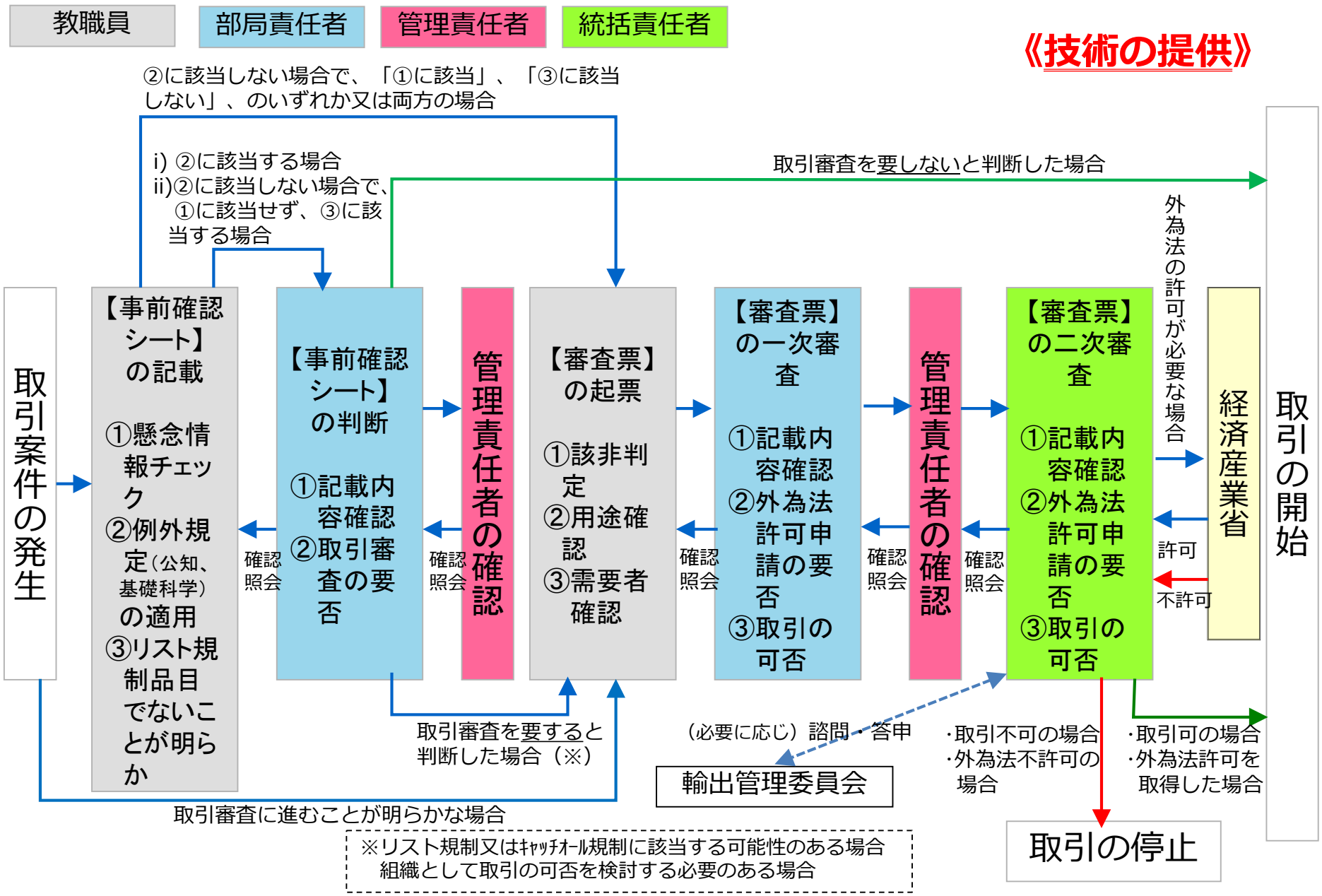

（参考）留学生等受入フロー

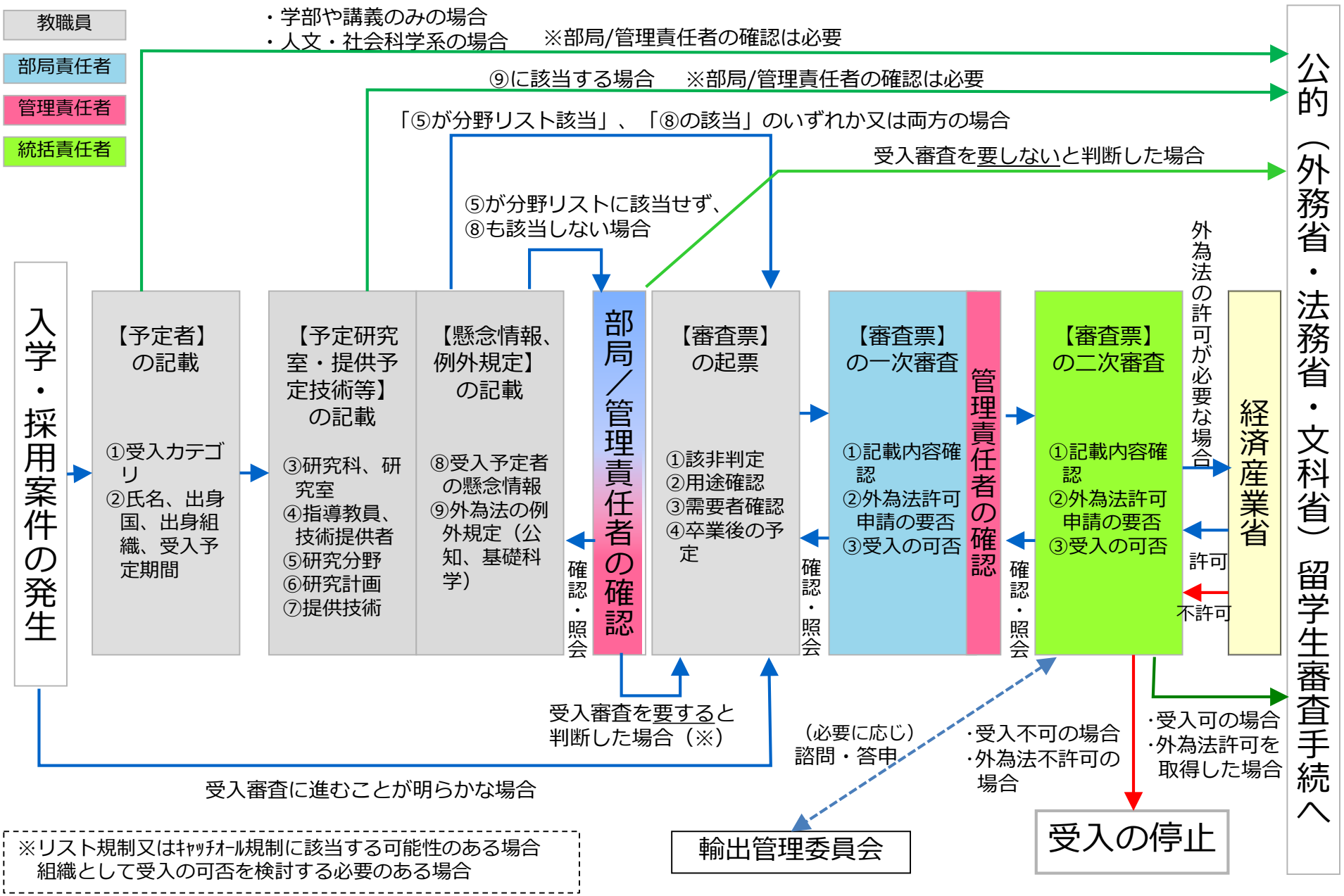
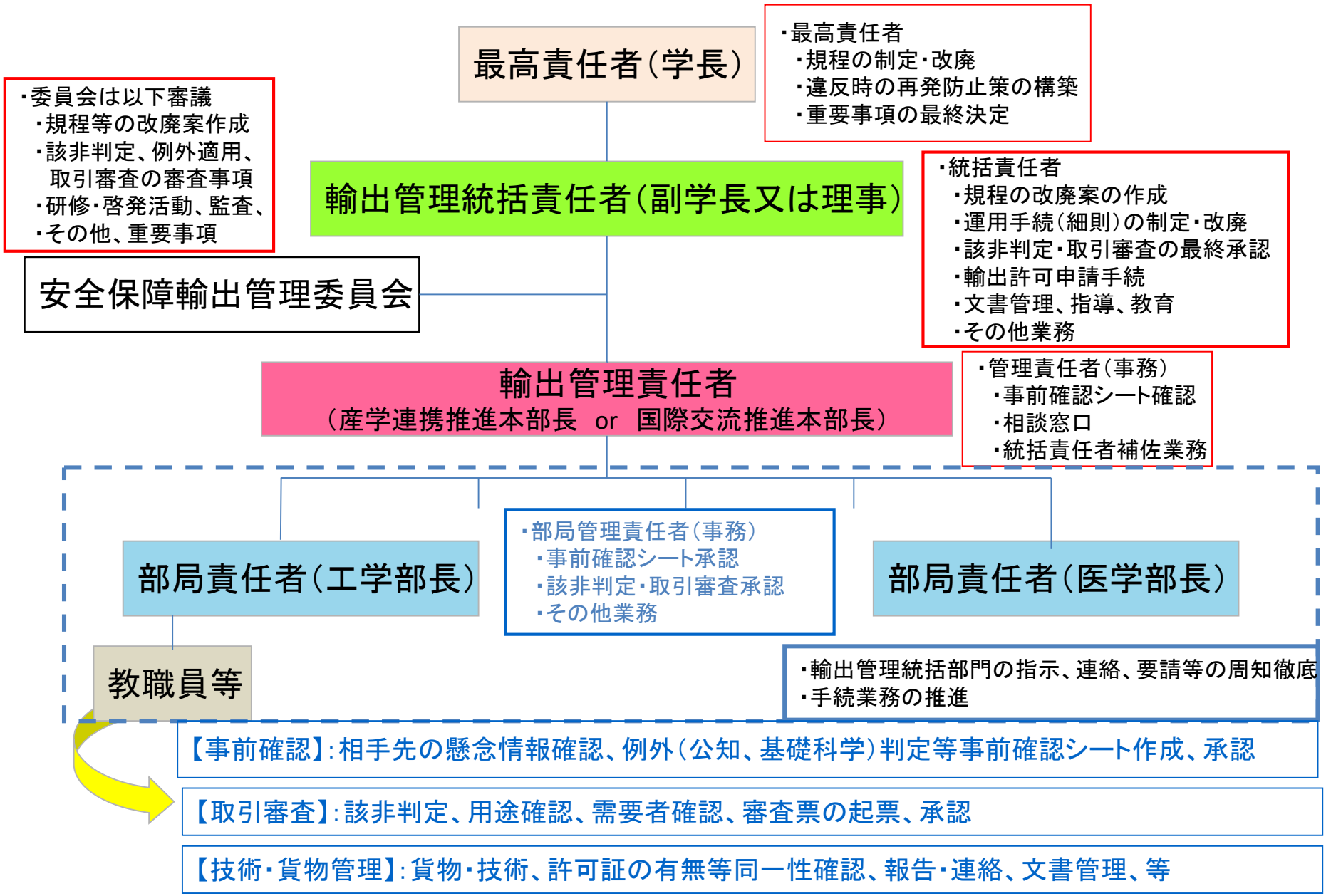
（参考）管理体制と役割分担の例